

資料編・用語集

1. 統計資料
2. 各種調査の詳細
3. 地域福祉サロン～困ったときはお互いさま～
4. パブリックコメントの実施状況
5. 計画策定の経過

1 統計資料

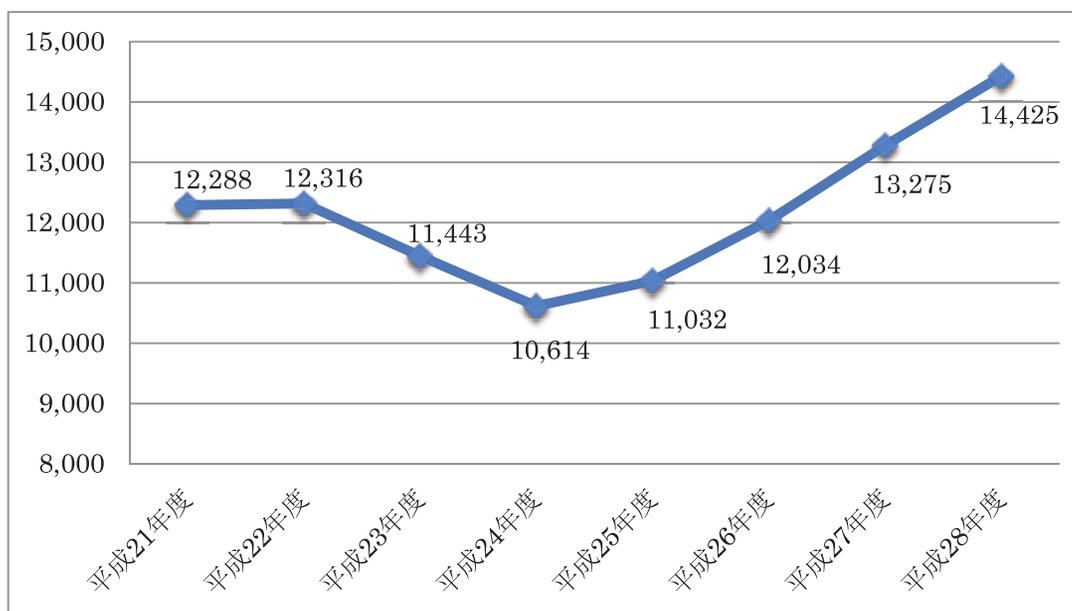
松戸市の年齢構成の推移

| | 総人口 | % | 年少人口 0歳～14歳 | % | 生産年齢人口 15歳～64歳 | % | 老年人口 65歳以上 | % |
|--------|---------|-----|----------------|------|-------------------|------|---------------|------|
| 平成21年度 | 477,894 | 100 | 63,922 | 13.4 | 318,540 | 66.7 | 95,432 | 20.0 |
| 平成22年度 | 478,986 | 100 | 63,579 | 13.3 | 317,825 | 66.4 | 97,582 | 20.4 |
| 平成23年度 | 476,896 | 100 | 62,132 | 13.0 | 313,369 | 65.7 | 101,395 | 21.3 |
| 平成24年度 | 485,876 | 100 | 62,139 | 12.8 | 316,439 | 65.1 | 107,298 | 22.1 |
| 平成25年度 | 486,263 | 100 | 61,209 | 12.6 | 312,826 | 64.3 | 112,228 | 23.1 |
| 平成26年度 | 487,919 | 100 | 60,511 | 12.4 | 310,639 | 63.7 | 116,769 | 23.9 |
| 平成27年度 | 490,773 | 100 | 59,950 | 12.2 | 310,698 | 63.3 | 120,125 | 24.5 |
| 平成28年度 | 492,787 | 100 | 59,404 | 12.1 | 310,685 | 63.0 | 122,698 | 24.9 |

資料 住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

※平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳法の適応対象に加えられました。

松戸市の外国人市民の推移



資料 文化観光国際課（各年3月31日現在）

地区社会福祉協議会別人口・世帯数・面積一覧

| | 人口 | (内外国人) | 0~14歳 | 15~64歳 | 65歳以上 | 世帯数 | 面積 | 面積割合 |
|---------|---------|----------|--------|---------|---------|---------|-------|--------|
| 本庁地区 | 24,672 | (1,160) | 2,741 | 16,948 | 4,983 | 12,734 | 2.04 | 3.32% |
| 明第1地区 | 54,886 | (1,808) | 6,641 | 36,029 | 12,216 | 26,373 | 4.68 | 7.63% |
| 明第2東地区 | 26,756 | (1,166) | 3,127 | 17,931 | 5,698 | 13,576 | 3.03 | 4.93% |
| 明第2西地区 | 30,137 | (789) | 3,848 | 18,282 | 8,007 | 13,750 | 3.12 | 5.09% |
| 矢切地区 | 19,189 | (301) | 2,161 | 11,901 | 5,127 | 9,016 | 4.77 | 7.78% |
| 東部地区 | 46,946 | (931) | 7,772 | 29,509 | 9,665 | 19,994 | 9.79 | 15.94% |
| 馬橋地区 | 38,469 | (1,135) | 4,482 | 24,887 | 9,100 | 18,151 | 4.39 | 7.15% |
| 常盤平地区 | 52,889 | (1,102) | 6,076 | 32,914 | 13,899 | 24,801 | 6.13 | 9.99% |
| 五香松飛台地区 | 35,212 | (689) | 4,486 | 21,248 | 9,478 | 15,664 | 5.20 | 8.48% |
| 六実六高台地区 | 24,383 | (378) | 2,895 | 15,531 | 5,957 | 10,259 | 2.55 | 4.15% |
| 常盤平団地地区 | 7,497 | (698) | 368 | 3,570 | 3,559 | 5,108 | 1.40 | 2.28% |
| 小金地区 | 43,655 | (1,271) | 5,174 | 27,861 | 10,620 | 20,300 | 5.33 | 8.68% |
| 小金原地区 | 27,879 | (361) | 3,167 | 15,803 | 8,909 | 12,947 | 2.82 | 4.59% |
| 新松戸地区 | 37,800 | (1,920) | 3,904 | 24,032 | 9,864 | 18,382 | 2.70 | 4.40% |
| 馬橋西地区 | 22,417 | (716) | 2,562 | 14,239 | 5,616 | 10,779 | 3.43 | 5.59% |
| 松戸市 | 492,787 | (14,425) | 59,404 | 310,685 | 122,698 | 231,834 | 61.38 | 100% |

資料 住民基本台帳人口（平成29年3月31日現在）

※平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳法の適応対象に加えられました。

※面積については、平成29年1月1日時点における字別面積の集計となります。

単位：人（人口）、世帯（世帯数）、km²（面積）

医療機関の状況

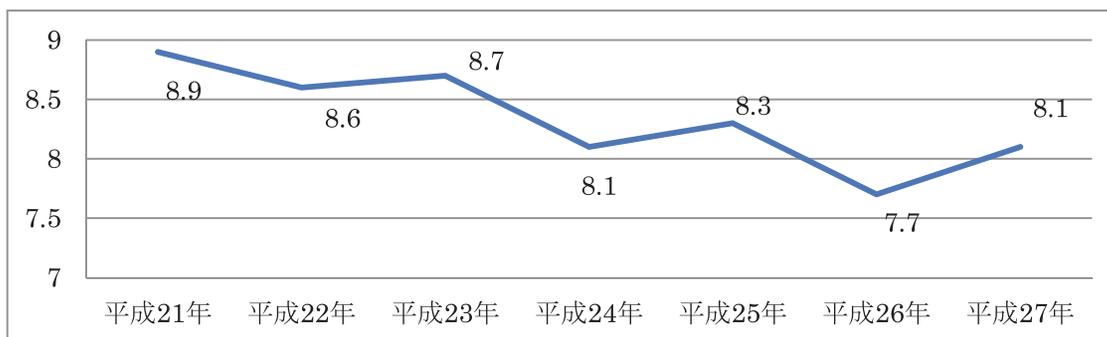
| | 病 院 | | | | 一般診療所 | | | 歯科診療所 | | |
|----------|-----|------------|------|----|-------|----|-----|-------|---|-----|
| | 計 | 支援 (再掲) | 地域医療 | 一般 | 精神科 | 計 | 有床 | 無床 | 計 | 有床 |
| 平成 22 年度 | 19 | - | 18 | 1 | 292 | 16 | 276 | 262 | - | 262 |
| 平成 23 年度 | 18 | - | 17 | 1 | 292 | 16 | 276 | 265 | - | 265 |
| 平成 24 年度 | 17 | - | 16 | 1 | 297 | 15 | 282 | 265 | - | 265 |
| 平成 25 年度 | 17 | 1 | 16 | 1 | 296 | 13 | 283 | 264 | - | 264 |
| 平成 26 年度 | 18 | 1 | 17 | 1 | 293 | 12 | 281 | 264 | - | 264 |
| 平成 27 年度 | 18 | 1 | 17 | 1 | 285 | 12 | 273 | 269 | - | 269 |

資料 松戸健康福祉センター事業年報

出生数の推移



出生率（人口千対）



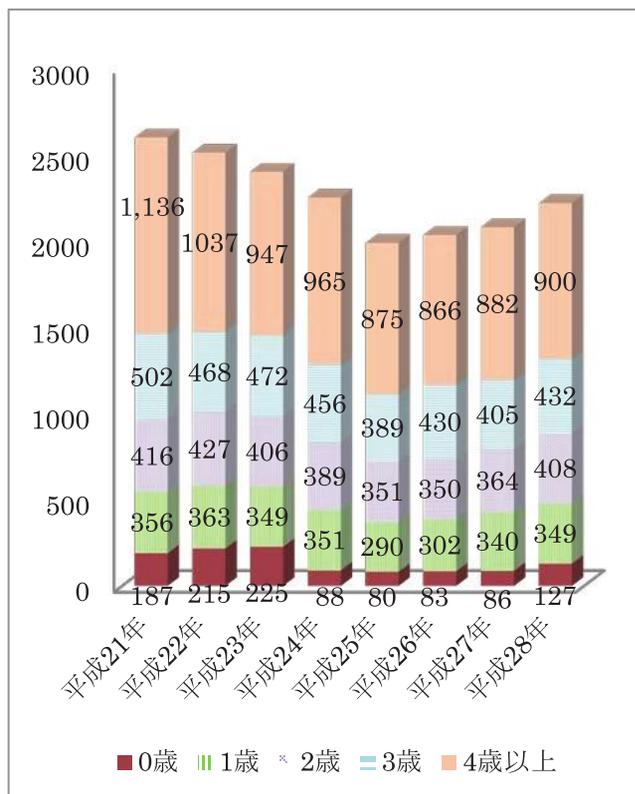
資料 千葉県ホームページ（人口動態統計より）

県内近隣市合計特殊出生率

| | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 松戸市 | 1.29 | 1.33 | 1.36 | 1.30 | 1.36 | 1.30 | 1.38 |
| 市川市 | 1.28 | 1.37 | 1.30 | 1.33 | 1.32 | 1.37 | 1.39 |
| 習志野市 | 1.22 | 1.28 | 1.32 | 1.33 | 1.35 | 1.33 | 1.38 |
| 野田市 | 1.25 | 1.36 | 1.28 | 1.26 | 1.26 | 1.23 | 1.25 |
| 柏市 | 1.28 | 1.32 | 1.33 | 1.29 | 1.31 | 1.29 | 1.37 |
| 流山市 | 1.33 | 1.38 | 1.49 | 1.44 | 1.50 | 1.47 | 1.53 |
| 鎌ヶ谷市 | 1.24 | 1.39 | 1.33 | 1.38 | 1.33 | 1.33 | 1.33 |

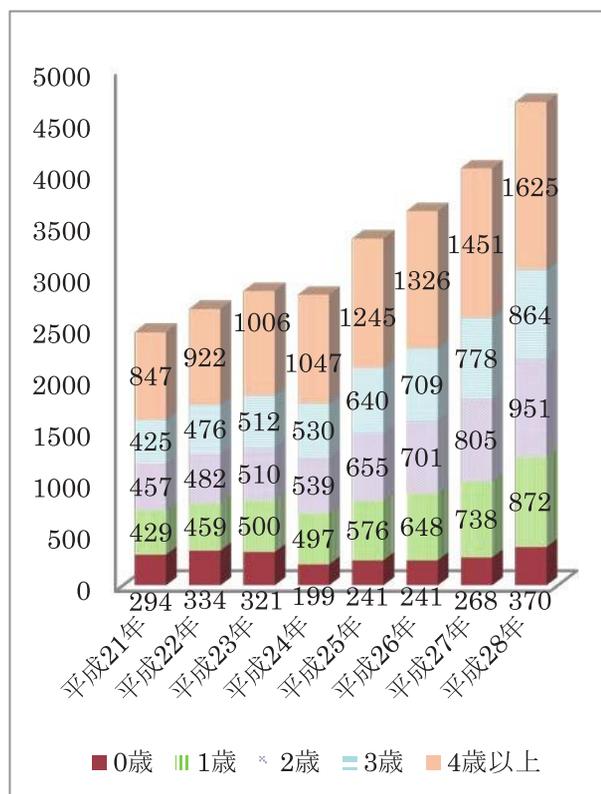
資料 千葉県ホームページ（人口動態統計より）

保育所入所の状況 (公立)



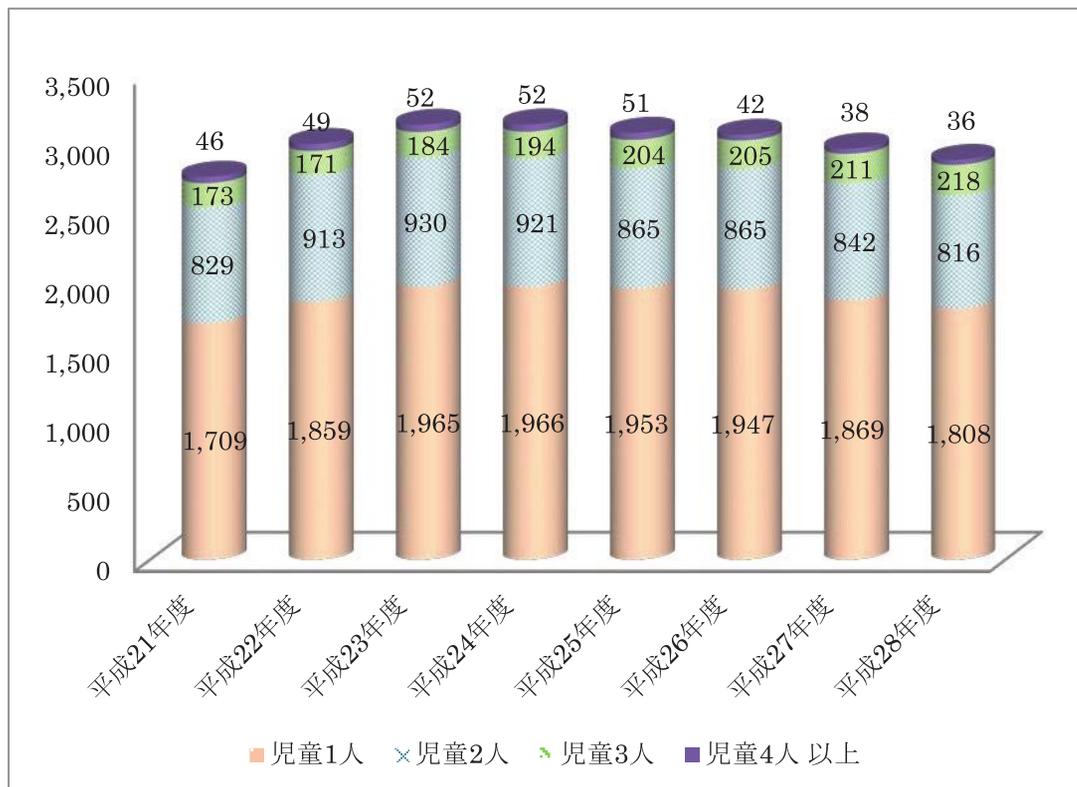
資料 幼児保育課

(民間)



資料編・用語集

児童扶養手当



資料 子育て支援課

労働力状態（8区分） 男女別15歳以上人口

| 区分 | 総数 | 労働力人口 | | | | | | | 非労働力人口 | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-------|--------|---------|--------|--------|--------|-----|
| | | 合計 | 就業者 | | | | | | 完全失業者 | 合計 | 家事 | 通学 | その他 |
| | | | 小計 | 主に仕事 | 家事的ほか仕事 | 通学のかたわら仕事 | 休業者 | | | | | | |
| 総数 | 418,322 | 232,528 | 222,511 | 180,423 | 31,822 | 5,317 | 4,949 | 10,017 | 145,952 | 61,136 | 23,656 | 61,160 | |
| 男 | 206,601 | 135,020 | 128,457 | 120,870 | 2,278 | 2,706 | 2,603 | 6,563 | 49,786 | 5,362 | 12,257 | 32,167 | |
| 女 | 211,721 | 97,508 | 94,054 | 59,553 | 29,544 | 2,611 | 2,346 | 3,454 | 96,166 | 55,774 | 11,399 | 28,993 | |

資料 松戸市統計書（平成27年10月1日現在）

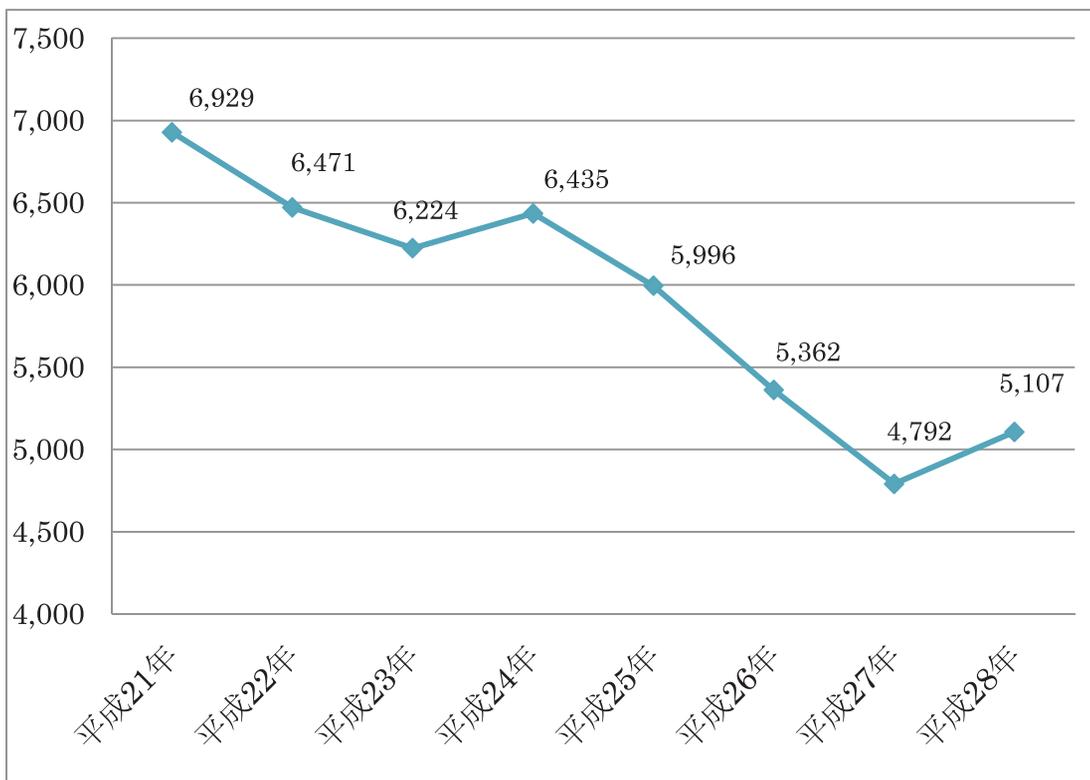
要介護（要支援）認定者【地域福祉推進地区別】

(平成29年4月1日) (単位：人)

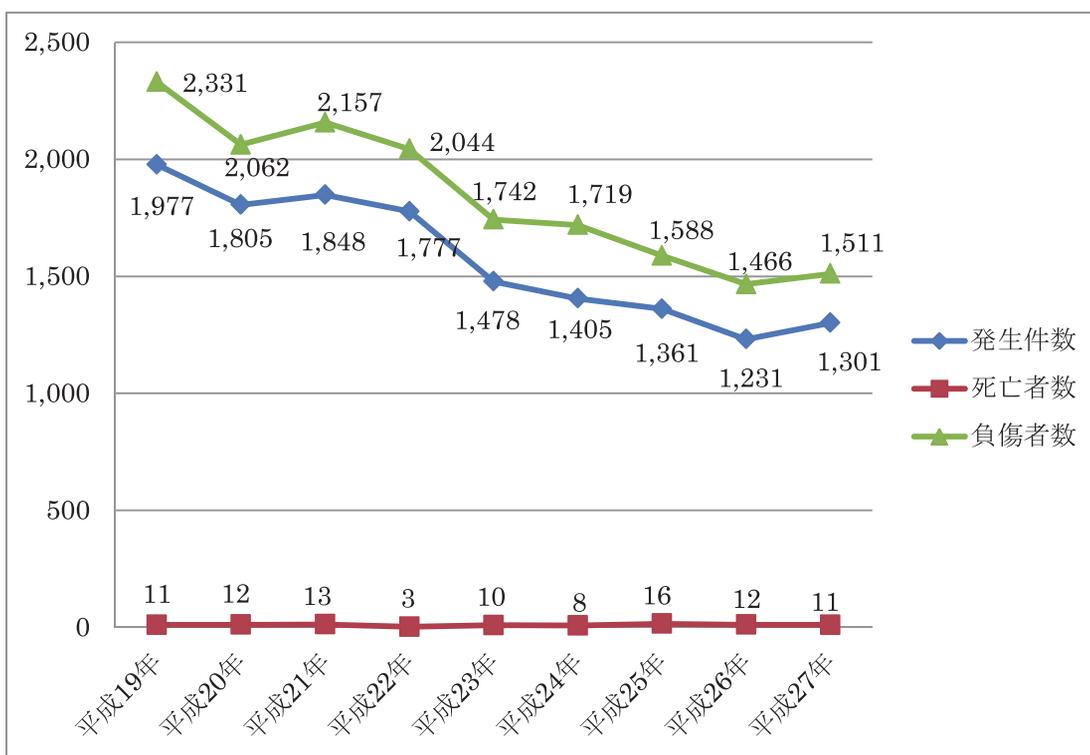
| 管轄・地域 包括支援 センター | 日常生活圏域 | 人口 | 高齢者数 | 高齢化率 | (再掲) 高齢者数 | | 事業対象者 特定者数 | 要介護・要支援認定者数 | | | | | | | 認定率 (出現率) | |
|-----------------------|---------|---------|---------|-------|-----------|--------|---------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------|
| | | | | | 65～74歳 | 75歳以上 | | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | | 認定者計 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 明第1 | 明第1地区 | 54,886 | 12,216 | 22.3% | 6,484 | 5,732 | 115 | 272 | 286 | 329 | 374 | 300 | 266 | 155 | 1,982 | 16.2% |
| 明第2西 | 明第2西地区 | 30,137 | 8,007 | 26.6% | 4,304 | 3,703 | 63 | 134 | 158 | 213 | 256 | 173 | 147 | 110 | 1,191 | 14.9% |
| 明第2東 | 明第2東地区 | 26,756 | 5,698 | 21.3% | 3,066 | 2,632 | 74 | 119 | 126 | 163 | 216 | 127 | 87 | 95 | 933 | 16.4% |
| 本庁 | 本庁地区 | 24,672 | 4,983 | 20.2% | 2,681 | 2,302 | 43 | 78 | 124 | 126 | 179 | 131 | 96 | 93 | 827 | 16.6% |
| 矢切 | 矢切地区 | 19,189 | 5,127 | 26.7% | 2,567 | 2,560 | 44 | 84 | 119 | 150 | 173 | 148 | 108 | 88 | 870 | 17.0% |
| 東部 | 東部地区 | 46,946 | 9,665 | 20.6% | 5,208 | 4,457 | 60 | 150 | 202 | 254 | 325 | 289 | 243 | 188 | 1,651 | 17.1% |
| 常盤平 | 常盤平地区 | 52,889 | 13,899 | 26.3% | 7,099 | 6,800 | 180 | 266 | 328 | 374 | 488 | 343 | 280 | 230 | 2,309 | 16.6% |
| 常盤平団地 | 常盤平団地地区 | 7,497 | 3,559 | 47.5% | 1,760 | 1,799 | 53 | 88 | 90 | 94 | 113 | 69 | 50 | 32 | 536 | 15.1% |
| 五香松飛台 | 五香松飛台地区 | 35,212 | 9,478 | 26.9% | 4,997 | 4,481 | 102 | 129 | 199 | 228 | 337 | 259 | 186 | 140 | 1,478 | 15.6% |
| 六実六高台 | 六実六高台地区 | 24,383 | 5,957 | 24.4% | 3,400 | 2,557 | 74 | 113 | 132 | 142 | 198 | 147 | 114 | 104 | 950 | 15.9% |
| 小金 | 小金地区 | 43,655 | 10,620 | 24.3% | 5,727 | 4,893 | 92 | 140 | 250 | 261 | 412 | 240 | 198 | 156 | 1,657 | 15.6% |
| 小金原 | 小金原地区 | 27,879 | 8,909 | 32.0% | 4,224 | 4,685 | 81 | 210 | 191 | 276 | 353 | 239 | 182 | 132 | 1,583 | 17.8% |
| 新松戸 | 新松戸地区 | 37,800 | 9,864 | 26.1% | 6,183 | 3,681 | 62 | 166 | 175 | 194 | 287 | 150 | 122 | 103 | 1,197 | 12.1% |
| 馬橋西 | 馬橋西地区 | 22,417 | 5,616 | 25.1% | 3,082 | 2,534 | 28 | 93 | 85 | 133 | 179 | 106 | 120 | 79 | 795 | 14.2% |
| 馬橋 | 馬橋地区 | 38,469 | 9,100 | 23.7% | 4,762 | 4,338 | 69 | 192 | 190 | 226 | 359 | 230 | 223 | 129 | 1,549 | 17.0% |
| 住民登録外 | | - | - | - | - | - | 1 | 25 | 31 | 56 | 53 | 73 | 51 | 54 | 343 | - |
| 合計 | | 492,787 | 122,698 | 24.9% | 65,544 | 57,154 | 1,141 | 2,259 | 2,686 | 3,219 | 4,302 | 3,024 | 2,473 | 1,888 | 19,851 | 16.2% |

- 注1 日常生活圏域ごとの人口及び高齢者数については、地域福祉課作成「字別人口集計一覧（地区社協15地区）」によります（外国人は含む） 資料 介護保険課
 2 処理日（平成29年7月4日時点）において、平成29年4月1日の認定が有効な人を抽出したため、他の統計と一致しません
 3 処理日（平成29年7月4日時点）での利用者の住所地での分布のため、平成29年4月1日時点の住所地分布とは異なります
 4 認定率は、第2号被保険者のうち認定を有する者を含みます
 5 住民登録外とは、他市町村の介護保険施設等に入所している人などを示します

刑法犯罪認知件数

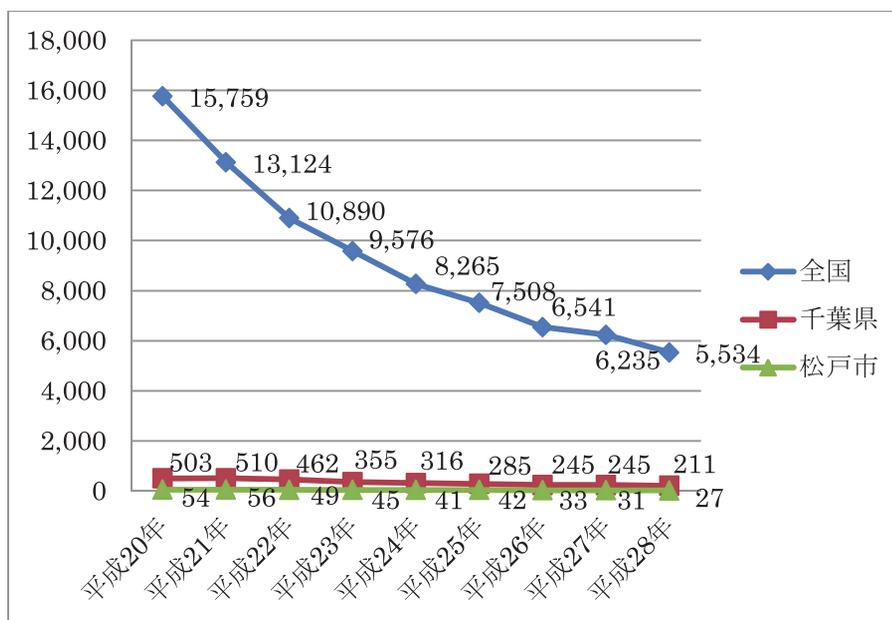


交通事故発生状況



資料 松戸市統計書（各年 12 月末現在）

ホームレスの人数



資料 生活支援一課

生活困窮者自立支援制度の利用実績

| | 新規相談 受付件数 | 延べ 相談件数 | 支援メニューの利用件数 | | | | |
|----------|--------------|------------|-------------|------------|------------|------------|--------------|
| | | | 住居確保 給付金 | 就労準備 支援 | 一時生活 支援 | 家計相談 支援 | 子どもの 学習支援 |
| 平成 27 年度 | 1,051 | 5,138 | 138 | 8 | 4 | — | 108 |
| 平成 28 年度 | 742 | 6,994 | 43 | 9 | 8 | 39 | 195 |

資料 生活支援一課

配偶者暴力相談支援センターの相談件数（千葉県）

| | 電話相談 | | 面接相談 | | 合計 | |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|-------------|
| | | うち DV | | うち DV | | うち DV |
| 平成 2 3 年度 | 15,695 | 4,461 | 1,897 | 1,115 | 17,592 | 5,576 (32%) |
| 平成 2 4 年度 | 16,673 | 4,722 | 1,846 | 1,217 | 18,519 | 5,939 (32%) |
| 平成 2 5 年度 | 18,396 | 4,730 | 1,768 | 1,151 | 20,164 | 5,881 (29%) |
| 平成 2 6 年度 | 19,599 | 4,582 | 1,414 | 957 | 21,013 | 5,539 (26%) |
| 平成 2 7 年度 | 19,430 | 4,336 | 1,497 | 1,008 | 20,927 | 5,344 (26%) |

資料 「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画（第4次）」より

2 各種調査の詳細

■ 地域団体の取り組みの把握結果

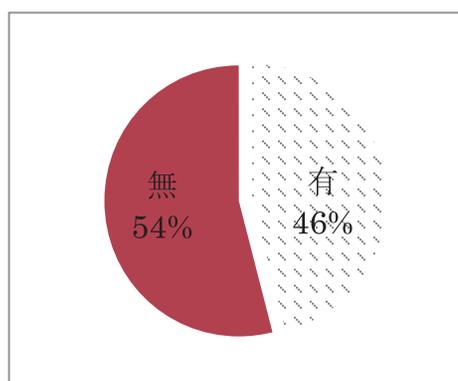
1 回収結果

| No. | 種 別 | 配布数 | 回収数 | 回収率(%) |
|-----|----------|-----|-----|--------|
| 1 | 民間企業 | 7 | 4 | 57.1 |
| 2 | 複合サービス | 49 | 4 | 8.2 |
| 3 | 福祉関係機関 | 81 | 36 | 44.4 |
| 4 | 市民活動登録団体 | 113 | 56 | 49.6 |
| 5 | 地域団体 | 63 | 52 | 82.5 |
| 6 | 町会・自治会 | 364 | 198 | 54.4 |
| | 計 | 677 | 350 | 51.7 |

2 結 果

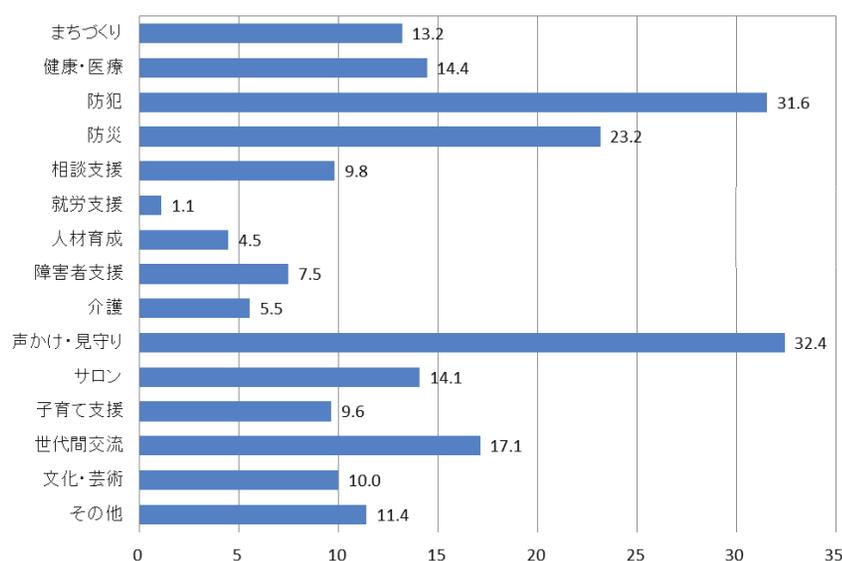
(1) ボランティア活動の有無・・・ボランティア活動の一環で取り組んでいるのは、全体で46%となっている。

回答数：561



(2) 分野(複数回答)・・・地域の中で、「声かけ・見守り」、「防犯」、「防災」に関連した取り組みを行っている団体が多い。

回答数：561



◆団体種別（取り組み数）

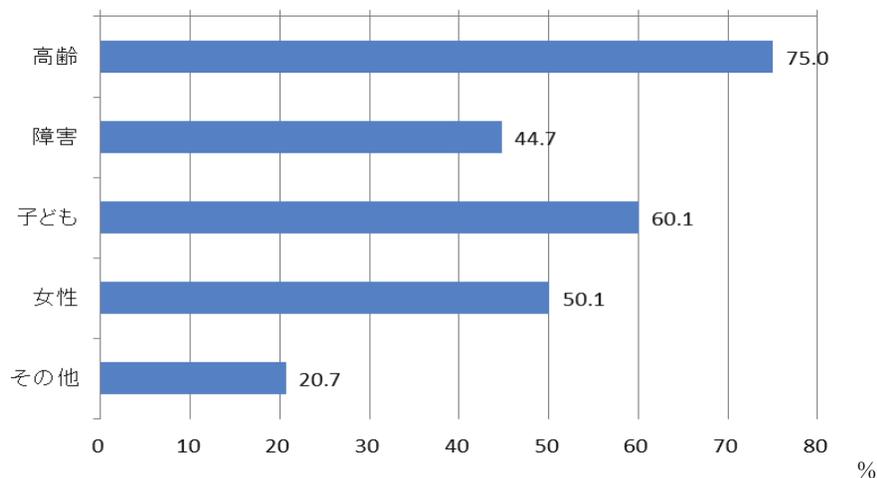
%

| | 民間企業 | 複合サービス | 福祉関係機関 | 市民活動登録団体 | 地域団体 | 町会・自治会 | 計 |
|------------|------|--------|--------|----------|------|--------|------|
| 計 | 8 | 18 | 70 | 133 | 185 | 738 | 1152 |
| 1 まちづくり | 1 | 0 | 3 | 15 | 15 | 40 | 74 |
| 2 健康・医療 | 0 | 0 | 11 | 8 | 19 | 43 | 81 |
| 3 防犯 | 2 | 3 | 0 | 1 | 5 | 166 | 177 |
| 4 防災 | 0 | 2 | 2 | 3 | 5 | 118 | 130 |
| 5 相談支援 | 1 | 0 | 8 | 9 | 14 | 23 | 55 |
| 6 就労支援 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 6 |
| 7 人材育成 | 0 | 0 | 2 | 5 | 11 | 7 | 25 |
| 8 障害者支援 | 0 | 0 | 1 | 8 | 21 | 12 | 42 |
| 9 介護 | 0 | 0 | 5 | 5 | 10 | 11 | 31 |
| 10 声かけ・見守り | 2 | 4 | 4 | 10 | 24 | 138 | 182 |
| 11 サロン | 0 | 1 | 5 | 4 | 23 | 46 | 79 |
| 12 子育て支援 | 0 | 2 | 14 | 12 | 9 | 17 | 54 |
| 13 世代間交流 | 1 | 3 | 8 | 15 | 8 | 61 | 96 |
| 14 文化・芸術 | 1 | 1 | 2 | 16 | 6 | 30 | 56 |
| 15 その他 | 0 | 2 | 4 | 18 | 14 | 26 | 64 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(3) 対象者(複数回答)・・・「高齢者」、次いで「子ども」、「女性」に対して取り組んでいる団体が多い。

回答数：561

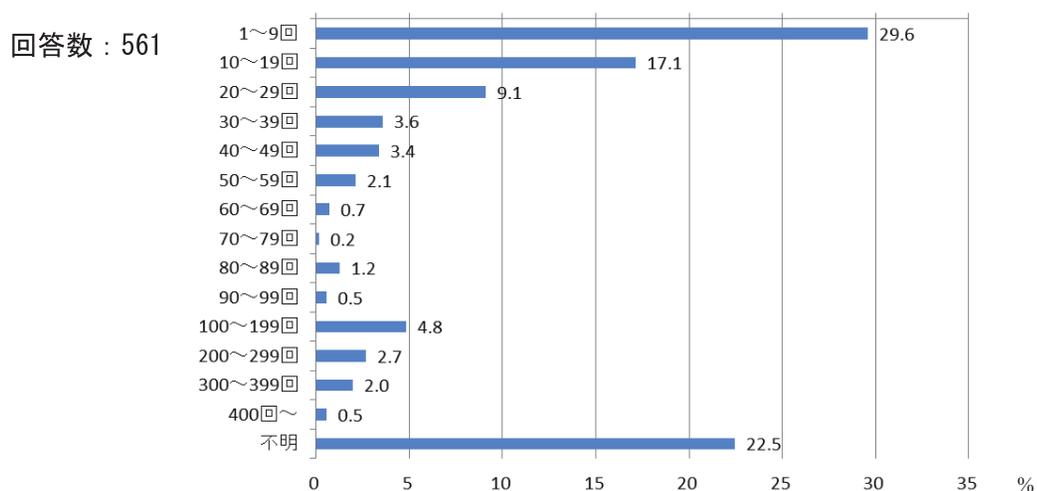


◆団体種別（取り組み数）

| | 民間企業 | 複合サービス | 福祉関係機関 | 市民活動登録団体 | 地域団体 | 町会・自治会 | 計 |
|-------|------|--------|--------|----------|------|--------|------|
| 計 | 13 | 28 | 85 | 180 | 140 | 960 | 1406 |
| 1 高齢 | 5 | 10 | 29 | 48 | 52 | 277 | 421 |
| 2 障害 | 3 | 1 | 9 | 34 | 34 | 170 | 251 |
| 3 子ども | 2 | 9 | 25 | 39 | 20 | 242 | 337 |
| 4 女性 | 3 | 8 | 13 | 38 | 21 | 198 | 281 |
| 5 その他 | 0 | 0 | 9 | 21 | 13 | 73 | 116 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(4)開催数(回/年)・・・取り組みの頻度は、「年に数回」が多く、次いで「毎月1回」取り組んでいる団体が多い。

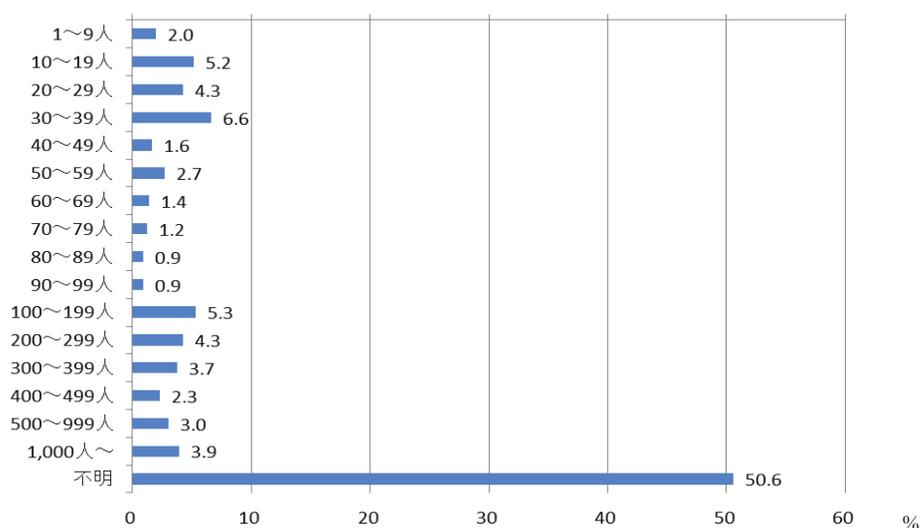


◆団体種別 (取り組み数)

| | 民間企業 | 複合サービス | 福祉関係機関 | 市民活動登録団体 | 地域団体 | 町会・自治会 | 計 |
|-------------|------|--------|--------|----------|------|--------|-----|
| 計 | 6 | 14 | 49 | 63 | 75 | 354 | 561 |
| 1 1～9回 | 1 | 0 | 16 | 18 | 23 | 108 | 166 |
| 2 10～19回 | 1 | 1 | 8 | 13 | 10 | 63 | 96 |
| 3 20～29回 | 0 | 1 | 8 | 4 | 6 | 32 | 51 |
| 4 30～39回 | 0 | 1 | 2 | 3 | 1 | 13 | 20 |
| 5 40～49回 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 | 12 | 19 |
| 6 50～59回 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 8 | 12 |
| 7 60～69回 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 4 |
| 8 70～79回 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 9 80～89回 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 4 | 7 |
| 10 90～99回 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 11 100～199回 | 0 | 0 | 1 | 7 | 4 | 15 | 27 |
| 12 200～299回 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 10 | 15 |
| 13 300～399回 | 0 | 0 | 4 | 1 | 1 | 5 | 11 |
| 14 400回～ | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 |
| 不明 | 3 | 11 | 9 | 7 | 18 | 78 | 126 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(5)利用者(会員)数・・・取り組みに参加する利用者は、「100名以上」が約2割、「49名以下」が約2割であり、取り組みの内容や年間の開催数によって利用者の規模が異なる。 回答数 561

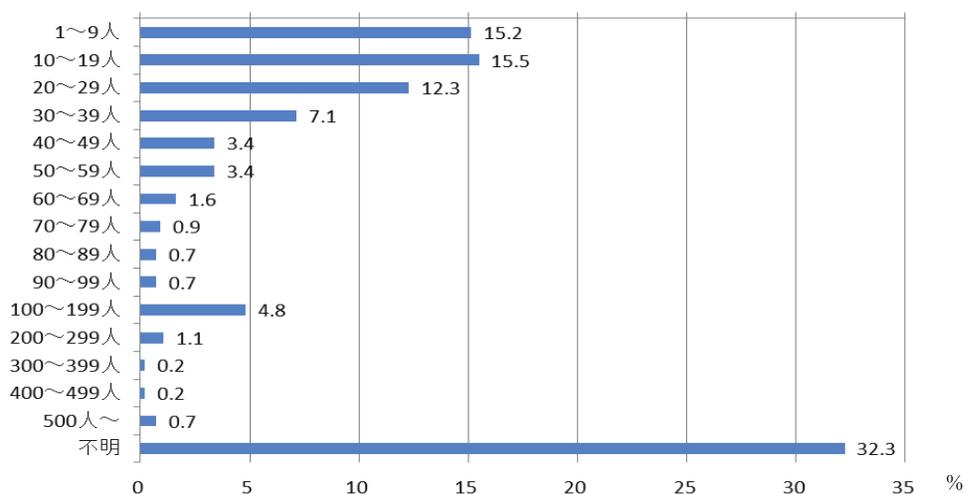


◆団体種別（取り組み数）

| | 民間企業 | 複合サー ビス | 福祉関係機 関 | 市民活動登 録団体 | 地域団体 | 町会・ 自治会 | 計 |
|-------------|------|------------|------------|--------------|------|------------|-----|
| 計 | 6 | 14 | 49 | 63 | 75 | 354 | 561 |
| 1 1～9人 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 6 | 11 |
| 2 10～19人 | 1 | 0 | 4 | 3 | 7 | 14 | 29 |
| 3 20～29人 | 0 | 0 | 4 | 2 | 4 | 14 | 24 |
| 4 30～39人 | 0 | 0 | 6 | 6 | 4 | 21 | 37 |
| 5 40～49人 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 6 | 9 |
| 6 50～59人 | 0 | 0 | 1 | 4 | 3 | 7 | 15 |
| 7 60～69人 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 3 | 8 |
| 8 70～79人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 7 |
| 9 80～89人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 5 |
| 10 90～99人 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 5 |
| 11 100～199人 | 0 | 0 | 2 | 9 | 6 | 13 | 30 |
| 12 200～299人 | 0 | 0 | 2 | 5 | 4 | 13 | 24 |
| 13 300～399人 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 | 15 | 21 |
| 14 400～499人 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 6 | 13 |
| 15 500～999人 | 0 | 2 | 0 | 4 | 1 | 10 | 17 |
| 16 1,000人～ | 0 | 0 | 3 | 8 | 6 | 5 | 22 |
| 不明 | 3 | 12 | 18 | 13 | 26 | 212 | 284 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(6) 従事者数・・・「29名以下」の団体が42%であり、市内における地域活動の担い手は、比較的小規模な団体が多い。回答数：561



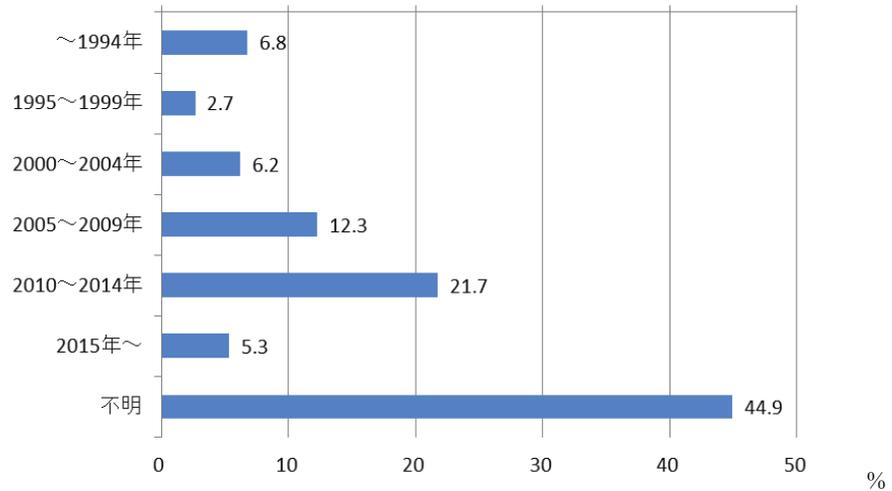
◆団体種別（取り組み数）

| | 民間企業 | 複合サー ビス | 福祉関係機 関 | 市民活動登 録団体 | 地域団体 | 町会・ 自治会 | 計 |
|-------------|------|------------|------------|--------------|------|------------|-----|
| 計 | 6 | 14 | 49 | 63 | 75 | 354 | 561 |
| 1 1～9人 | 0 | 1 | 19 | 13 | 12 | 40 | 85 |
| 2 10～19人 | 0 | 0 | 5 | 10 | 11 | 61 | 87 |
| 3 20～29人 | 1 | 0 | 4 | 9 | 15 | 40 | 69 |
| 4 30～39人 | 0 | 0 | 2 | 2 | 11 | 25 | 40 |
| 5 40～49人 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 14 | 19 |
| 6 50～59人 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 14 | 19 |
| 7 60～69人 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 3 | 9 |
| 8 70～79人 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 5 |
| 9 80～89人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 4 |
| 10 90～99人 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 4 |
| 11 100～199人 | 0 | 0 | 0 | 6 | 2 | 19 | 27 |
| 12 200～299人 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 | 6 |
| 13 300～399人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 14 400～499人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 15 500人～ | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 不明 | 4 | 13 | 17 | 8 | 13 | 126 | 181 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(7) 活動開始時期・・・「5,6年前」から取り組んでいる団体が約2割、比較的新しく取り組みを始めた団体が多い。

回答数：561



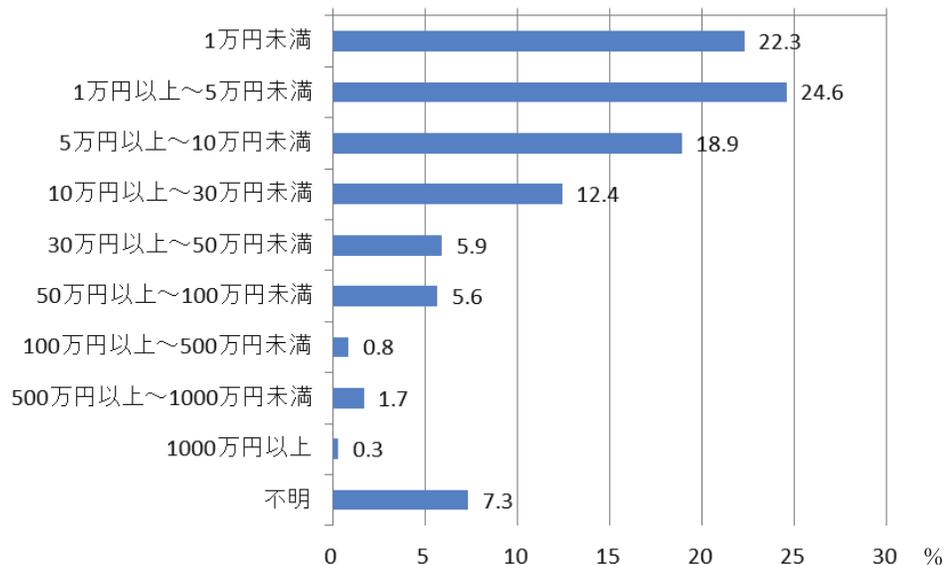
◆団体種別 (取り組み数)

| | 民間企業 | 複合サービス | 福祉関係機関 | 市民活動登録団体 | 地域団体 | 町会・自治会 | 計 |
|--------------|------|--------|--------|----------|------|--------|-----|
| 計 | 6 | 14 | 49 | 63 | 75 | 354 | 561 |
| 1 ～1994年 | 0 | 0 | 1 | 6 | 11 | 20 | 38 |
| 2 1995～1999年 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 6 | 15 |
| 3 2000～2004年 | 1 | 0 | 2 | 10 | 5 | 17 | 35 |
| 4 2005～2009年 | 0 | 2 | 8 | 13 | 12 | 34 | 69 |
| 5 2010～2014年 | 1 | 0 | 19 | 22 | 10 | 70 | 122 |
| 6 2015年～ | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 25 | 30 |
| 不明 | 4 | 12 | 17 | 7 | 30 | 182 | 252 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(8) 活動経費(町会・自治会のみ)・・・町会・自治会が行っている取り組みの活動経費は、「5万円未満」が47%で最も多い。

回答数：354

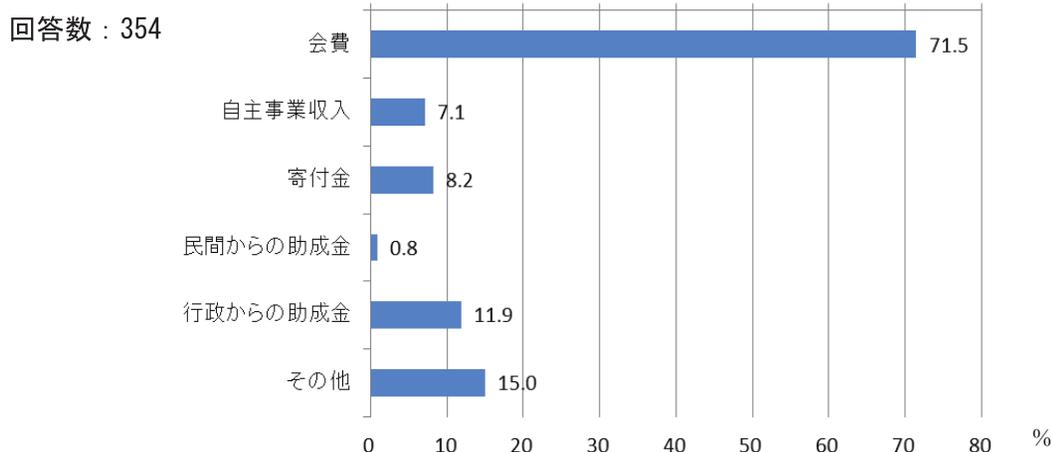


◆団体種別（取り組み数）

| | 民間企業 | 複合サ ービス | 福祉関係機 関 | 市民活動登 録団体 | 地域団体 | 町会・ 自治会 | 計 |
|--------------------|------|------------|------------|--------------|------|------------|-----|
| 計 | — | — | — | — | — | 354 | 354 |
| 1 1万円未満 | — | — | — | — | — | 79 | 79 |
| 2 1万円以上～5万円未満 | — | — | — | — | — | 87 | 87 |
| 3 5万円以上～10万円未満 | — | — | — | — | — | 67 | 67 |
| 4 10万円以上～30万円未満 | — | — | — | — | — | 44 | 44 |
| 5 30万円以上～50万円未満 | — | — | — | — | — | 21 | 21 |
| 6 50万円以上～100万円未満 | — | — | — | — | — | 20 | 20 |
| 7 100万円以上～500万円未満 | — | — | — | — | — | 3 | 3 |
| 8 500万円以上～1000万円未満 | — | — | — | — | — | 6 | 6 |
| 9 1000万円以上 | — | — | — | — | — | 1 | 1 |
| 不明 | — | — | — | — | — | 26 | 26 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(9) 財源(収入源)(町会・自治会のみ)(複数回答)・・・町会・自治会の取り組みを支える収入は、「会費」が最も多い。「その他」の内容は、支出のある都度、会員個人が負担している町会・自治会が多い。

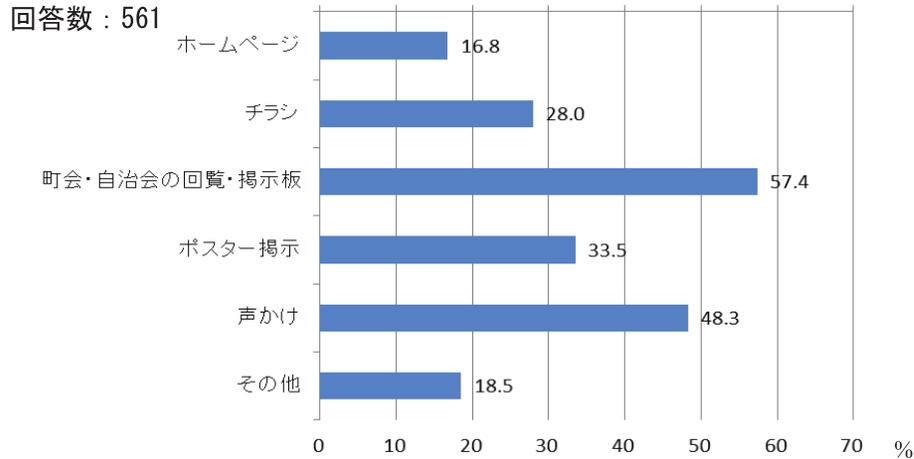


◆団体種別（取り組み数）

| | 民間企業 | 複合サ ービス | 福祉関係機 関 | 市民活動登 録団体 | 地域団体 | 町会・ 自治会 | 計 |
|------------|------|------------|------------|--------------|------|------------|-----|
| 計 | — | — | — | — | — | 405 | 405 |
| 1 会費 | — | — | — | — | — | 253 | 253 |
| 2 自主事業収入 | — | — | — | — | — | 25 | 25 |
| 3 寄付金 | — | — | — | — | — | 29 | 29 |
| 4 民間からの助成金 | — | — | — | — | — | 3 | 3 |
| 5 行政からの助成金 | — | — | — | — | — | 42 | 42 |
| 6 その他 | — | — | — | — | — | 53 | 53 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(10) 周知方法(複数回答)・・・「町会・自治会の回覧や掲示板」による周知が最も多く、次いで「声かけ」による周知も多い。「その他」の内容は、市の広報誌を活用して周知している団体が多い。

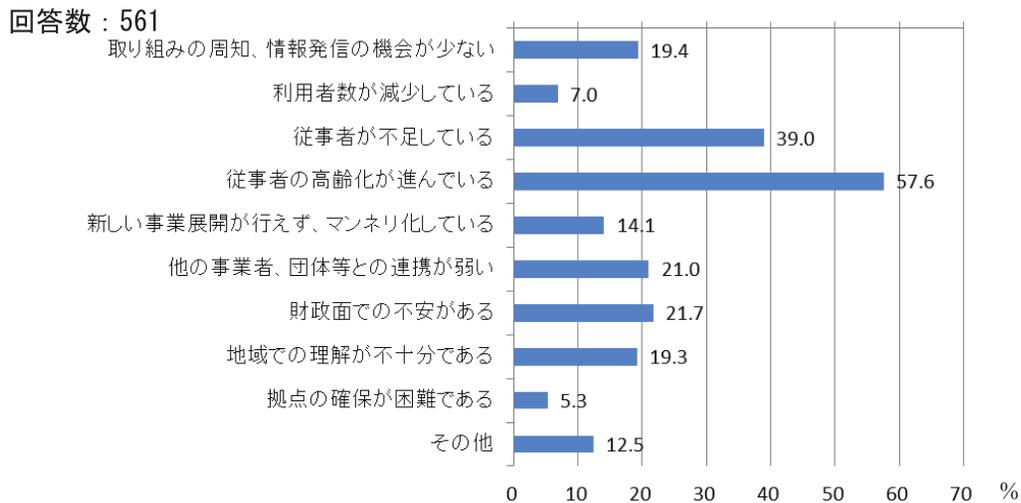


◆団体種別 (取り組み数)

| | 民間企業 | 複合サービス | 福祉関係機関 | 市民活動登録団体 | 地域団体 | 町会・自治会 | 計 |
|-----------------|------|--------|--------|----------|------|--------|------|
| 計 | 8 | 34 | 104 | 186 | 157 | 647 | 1136 |
| 1 ホームページ | 2 | 11 | 14 | 38 | 16 | 13 | 94 |
| 2 チラシ | 1 | 11 | 19 | 44 | 30 | 52 | 157 |
| 3 町会・自治会の回覧・掲示板 | 1 | 0 | 16 | 13 | 14 | 278 | 322 |
| 4 ポスター掲示 | 2 | 0 | 23 | 27 | 22 | 114 | 188 |
| 5 声かけ | 2 | 5 | 24 | 37 | 43 | 160 | 271 |
| 6 その他 | 0 | 7 | 8 | 27 | 32 | 30 | 104 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(11) 問題点(複数回答)・・・「従事者の高齢化が進んでいる」、次いで「従事者が不足している」が最も多く、地域で取り組む上で担い手不足が大きな問題点となっている。



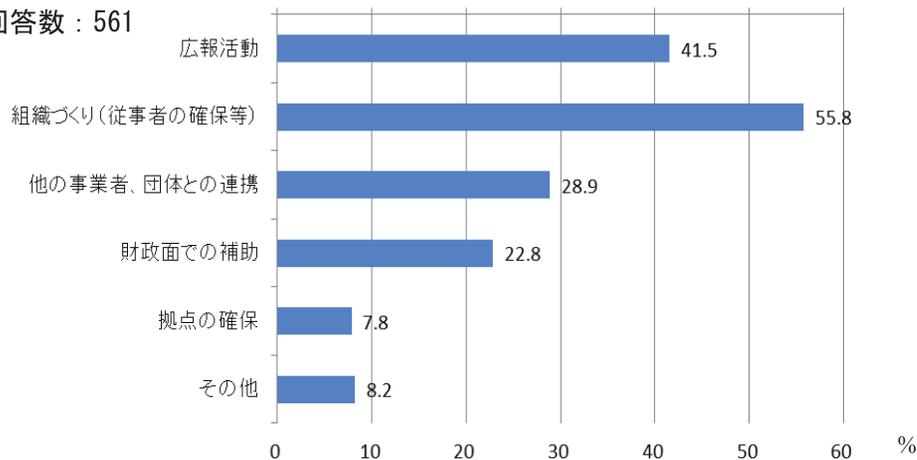
◆団体種別 (取り組み数)

| | 民間企業 | 複合サー ビス | 福祉関係機 関 | 市民活動登 録団体 | 地域団体 | 町会・ 自治会 | 計 |
|-------------------------|------|------------|------------|--------------|------|------------|------|
| 計 | 10 | 26 | 65 | 170 | 193 | 753 | 1217 |
| 1 取り組みの周知、情報発信の機会が少ない | 0 | 7 | 17 | 30 | 27 | 28 | 109 |
| 2 利用者数が減少している | 1 | 0 | 6 | 6 | 9 | 17 | 39 |
| 3 従事者が不足している | 1 | 0 | 10 | 26 | 30 | 152 | 219 |
| 4 従事者の高齢化が進んでいる | 0 | 0 | 5 | 26 | 53 | 239 | 323 |
| 5 新しい事業展開が行えず、マンネリ化している | 2 | 0 | 3 | 4 | 14 | 56 | 79 |
| 6 他の事業者、団体等との連携が弱い | 4 | 12 | 4 | 22 | 18 | 58 | 118 |
| 7 財政面での不安がある | 1 | 0 | 5 | 32 | 16 | 68 | 122 |
| 8 地域での理解が不十分である | 1 | 7 | 2 | 10 | 19 | 69 | 108 |
| 9 拠点の確保が困難である | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 27 | 30 |
| 10 その他 | 0 | 0 | 12 | 14 | 5 | 39 | 70 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(12) 取り組む上で必要と感じること(複数回答)・・・「組織づくり(従事者の確保等)」が最も多く、次いで「広報活動」を必要と感じる団体が多い。

回答数：561



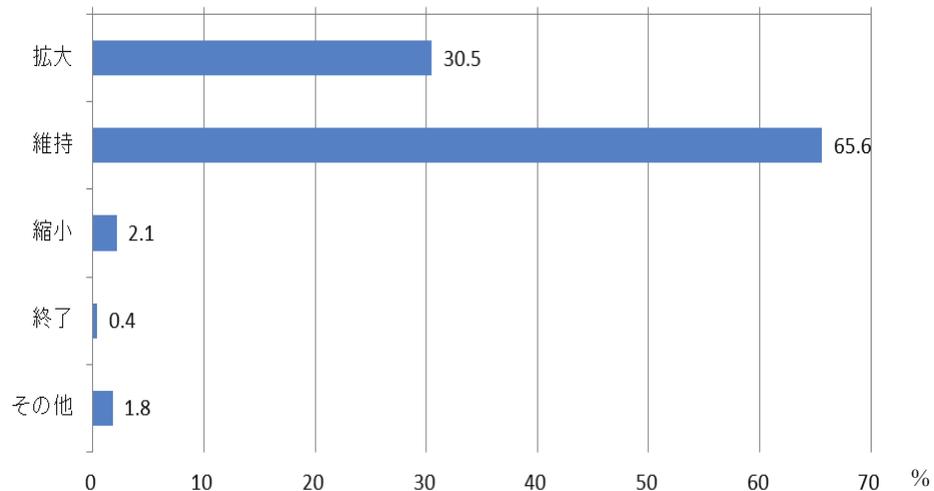
◆団体種別 (取り組み数)

| | 民間企業 | 複合サー ビス | 福祉関係機 関 | 市民活動登 録団体 | 地域団体 | 町会・ 自治会 | 計 |
|------------------|------|------------|------------|--------------|------|------------|-----|
| 計 | 9 | 22 | 63 | 133 | 134 | 565 | 926 |
| 1 広報活動 | 2 | 11 | 26 | 35 | 41 | 118 | 233 |
| 2 組織づくり(従事者の確保等) | 2 | 0 | 17 | 30 | 33 | 231 | 313 |
| 3 他の事業者、団体との連携 | 5 | 11 | 7 | 24 | 29 | 86 | 162 |
| 4 財政面での補助 | 0 | 0 | 9 | 35 | 21 | 63 | 128 |
| 5 拠点の確保 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 39 | 44 |
| 6 その他 | 0 | 0 | 2 | 8 | 8 | 28 | 46 |

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(13) 今後の方向性・・・今後も「維持」していく取り組みが約 65%と最も多く、次いで「拡大」していく取り組みは 30%と多い。

回答数：561



◆団体種別 (取り組み数)

| | 民間企業 | 複合サービス | 福祉関係機関 | 市民活動登録団体 | 地域団体 | 町会・自治会 | 計 |
|-------|------|--------|--------|----------|------|--------|-----|
| 計 | 5 | 12 | 46 | 67 | 79 | 354 | 563 |
| 1 拡大 | 2 | 11 | 13 | 31 | 29 | 85 | 171 |
| 2 維持 | 3 | 1 | 30 | 30 | 48 | 256 | 368 |
| 3 縮小 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 8 | 12 |
| 4 終了 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 5 その他 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 5 | 10 |

※塗りつぶしは、各列上位2位以内

■行政における進捗状況調査

行政における進捗状況調査は、行政の取り組みの進捗状況を把握する目的で、第2次松戸市地域福祉計画期間である平成25年度から平成29年度まで、各担当課が目標をかかげ、その達成状況の評価を行いました。調査は毎年1回行い、基本目標ごとの関連事業について、計画の方向性・計画目標・達成状況の評価しました。なお、自己評価については、A～Dの4段階で評価しました。

【評価内容】

- A: 計画目標 (H29) に向けて順調に推移している
- B: 計画目標 (H29) に向けて概ね順調に推移している
- C: 計画目標 (H29) に向けて進捗はやや遅れている
- D: 計画目標 (H29) に向けて進捗は遅れている

行政における進捗状況調査結果について【基本目標1】

| 基本目標1 安心して暮らせるまちづくり | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|--|----------------------------------|---|------|----|
| | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| 1 障壁のないまちづくり 【6事業】 | 1 駅エレベーター設置 【交通政策課】 | 1ルート整備率100%を達成するとともに、2ルート目の整備についても推進していく | 維持 | 1ルート対象駅の早期整備を目指すとともに、2ルート目を必要とする駅についても整備を行っていく | A | |
| | 2 歩道等整備 【道路維持課】 | 重点整備地区内の整備を中心に、バリアフリー化を推進していく | 維持 | 平成29年度までに松戸駅西口バリアフリー整備を完了する。 | A | |
| | 3 放置自転車等の撤去・路上障害物撤去の指導 【交通政策課】 | 買い物客の放置自転車が增多する午後にも自転車の撤去を展開して、啓発を行っていく | 維持 | 撤去だけでなく、自転車利用者への放置をしない意識づけのさらなる強化を行い、啓発していく | A | |
| | 4 ★情報のバリアフリーの促進 【広報広聴課】 | 広報まつどや市公式ホームページなどが誰にでも使いやすく、わかりやすい情報を得られるものにする | 維持 | 広報まつどや市公式ホームページなどによる情報をさまざまな形で得られるようにする | A | |
| | 5 ★点訳 【健康福祉会館】 | 点訳ボランティア団体による点訳事業を継続していく。 | 維持 | 点訳物依頼件数 60件 | B | |
| | 6 ★手話通訳・要約筆記 【障害福祉課】 | 聴覚障害のある人が、障害のない人と同じように社会に参加できるようにする。 | | 必要とする人に派遣できるよう、手話通訳者、要約筆記者の人数を増やす。 | A | |
| 2 快適な生活環境づくり 【4事業】 | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| | 1 松戸市緑の基本計画の推進 【みどりと花の課】 | 質的な向上(市民力)課題達成に向け、市民が主体となる緑に関する事業を展開している | 拡大 | 【目標】 ・里やまボランティア活動団体数 計画19団体 ・花いっぱい運動活動団体数 計画98団体 ・公園緑地活動団体数 計画167団体(公園緑地課) | B | |
| | 2 松戸市環境計画の推進 【環境政策課】 | ・現状維持とするが、環境関係の法律変更により、拡大する可能性はある ・こどもエコクラブ事業は維持していく | 維持・拡大 | ・松戸市環境計画の推進 ・松戸市地球温暖化対策実行計画の推進 | A | |
| | 3 ●ごみ処理基本計画の推進 【環境業務課】 【廃棄物対策課】 | ・資源循環型社会を構築するために、排出されたごみを資源化(リサイクル)するだけでなく、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)を含めた3Rの積極的な取り組みを推進する。 | | 原単位 746g/人・日 生ごみ処理容器等補助基数 170基 リサイクル率 27.04% 焼却処理量 106,834t/年 | C | |
| 4 ★松戸市空家等対策計画の推進 【住宅政策課】 | ・空家等及びその跡地の活用を促進する | 拡大 | ・空家等を地域交流、地域活性化、福祉サービスの拡充等に活用する。 | A | | |

行政における進捗状況調査結果について【基本目標1】

| 基本目標1 安心して暮らせるまちづくり | | | | | | |
|------------------------|----------------------------------|--|----|--|------|----|
| | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| 3 健康づくりの推進 【8事業】 | 1 「健康松戸21」の推進、実行【健康推進課】 | <ul style="list-style-type: none"> ・受診率、実施率達成に向け、更なるPRの強化及び、民生委員、健康推進員等による、地域へのアプローチの強化 ・受診者のニーズに合った、受診しやすい体制づくりの検討 ・市民と一体となった、健康づくりへの取り組みを実施 | 拡大 | がん検診受診率の目標 肺がん 40% 大腸がん 40% 胃がん 40% 子宮頸がん 50% 乳がん 50% | C | |
| | 2 「健康松戸21」の推進、実行【国民健康保険課(健診)】 | <ul style="list-style-type: none"> ・受診率、実施率達成に向け、更なるPRの強化及び、民生委員、健康推進員等による、地域へのアプローチの強化 ・受診者のニーズに合った、受診しやすい体制づくりの検討 ・市民と一体となった、健康づくりへの取り組みを実施 | 拡大 | 特定健康診査受診率 60% 特定保健指導実施率 45% メタボリックシンドロームの減少率 25%(20年度比) | C | |
| | 3 介護予防関連【高齢者支援課(予防)】 | それぞれの事業について参加者の拡大を図る | 拡大 | 介護関連事業について参加者の拡大を図る | A | |
| | 4 認知症高齢者見守り関連【高齢者支援課(予防)】 | 認知症サポーターに運動の周知を行い、登録者を増やす | 拡大 | 認知症サポーターにあんしん一声運動の周知を行い、認知症高齢者の見守り体制の促進を図る | A | |
| | 5 食育関連【健康福祉政策課】 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベント・広報・ホームページ等による継続的に食に関する情報発信に努める ・今後も関係各課で対象に応じた取り組みの継続的な普及活動が望まれる | 維持 | 食育推進事業で実施しているイベントへの参加者数の増加(目標値900人) | A | |
| | 6 自殺対策の推進【健康推進課】 | 自殺者の増加を防ぐために創設された地域自殺対策緊急強化基金(平成27年度より「地域字種対策強化交付金」)を活用し、自殺を予防するための市民一人ひとりの気づきを促し、見守る環境づくりを行う | 拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民向け講演会参加者累計(H22~29) 2,400人 ・ゲートキーパー養成研修受講者累計(H23~29) 2,000人 | C | |
| | 7 ★松戸市スポーツ推進委員主催スポーツ教室の活用【スポーツ課】 | 市内各地域でスポーツ教室ができる機会の充実化を進めます | 維持 | スポーツ教室開催回数: 330回 スポーツ教室参加人数: 5,500人 | C | |
| | 8 ★児童生徒の健康推進【保健体育課】 | 学校における健康診断や健康教育を通じて児童生徒の健康を推進していく | 維持 | むし歯と診断された児童生徒数の減少およびその内の治療率の向上 | A | |

行政における進捗状況調査結果について【基本目標1】

| 基本目標1 安心して暮らせるまちづくり | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------------|--|----|--|------|----|
| | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| 4 地域医療の充実 【3事業】 | 1 地域医療の充実 【地域医療課】 | 松戸市立病院・松戸市医師会・松戸市薬剤師会との連携をとりながらこの体制を維持していく | 維持 | 市立病院移転に伴い、夜間小児急病センターも整備し、小児初期救急医療を継続的に提供できるようにする | A | |
| | 2 かかりつけ医の推進 【地域医療課】 | かかりつけ医の推進を目標とし、また日頃から自身や家族の健康に対する意識を高め、医療機関等の情報提供を行う | 維持 | ホームドクター(かかりつけ医)をもつ人の割合 60% | B | |
| | 3 ●地域包括ケアシステムの推進 【高齢者支援課】 | ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域包括支援センターの機能を強化し、地域の組織、団体との連携を深め、地域づくりをすすめる。 ・地域ケア会議の実施により地域の課題を明確化し、施策に反映していく。 | 拡大 | ・地域包括支援センターを15生活圏域に設置し、機能を充実強化する。 ・各生活圏域ごとに地域個別ケア会議、地域包括ケア推進会議を開催し、地域の課題を明確にする。 | A | |
| 5 地域での防犯・安全対策 【5事業】 | 1 「松戸市セーフティネットワーク」の充実、強化 【市民安全課】 | 各地域の活動を活性化させ、効果を高めつつも、効率化をはかり規模の維持につとめる | 維持 | 防犯用品貸与団体数 H29目標 350団体 | A | |
| | 2 松戸市安全で快適なまちづくり条例」の推進 【市民安全課】 | 安全で快適なまちづくり条例に基づき重点推進地区の取締りを引続き行う | 維持 | 重点推進地区での過料徴収件数 H29目標 750件 | B | |
| | 3 「松戸市交通安全計画」の推進 【市民安全課】 | 警察署等で実施する高齢者に対する交通安全講習会へ関係者や関係団体に参加要請をしていきたい | 維持 | 交通事故の発生件数(対1千人) 2.80件 | A | |
| | 4 携帯電話等を活用した市民への情報提供 【市民安全課】 | 配信情報の充実化及び迅速化並びに関係機関の情報共有及び連携強化を目指して協議をしていく | 維持 | 登録者数 H29目標 20,000人 | B | |
| | 5 ★松戸市内の通学路の整備 【保健体育課】 | 子どもが通学路を安全に利用できるように、通学路を整備していく | 維持 | 学校から上げられる要望に対して、継続的に可能な対策から実施していくことで、児童が通学路をより安全に利用できるようにする | A | |

行政における進捗状況調査結果について【基本目標1】

| 基本目標1 安心して暮らせるまちづくり | | | | | | |
|--------------------------------|---|--|----|---|------|----|
| | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| 6 地域での防災・災害時要援護者対策 【5事業】 | 1 「松戸市地域防災計画」の推進 【危機管理課】 | 国、県の被災想定変更に伴い、松戸市地域防災計画修正の可能性がある | 拡大 | 災害対策基本法の改正内容や、国・県の動向も踏まえ、松戸市地域防災計画の修正を行う | A | |
| | 2 防災訓練の実施 【危機管理課】 | 東日本大震災を踏まえ、平成24年度から避難所運営訓練を実施 | 拡大 | 平成29年度までに、全ての避難所で開設・運営訓練を実施する | B | |
| | 3 自主防災組織の立ち上げ、活動への支援 【危機管理課】 【消防局予防課】 | パートナー講座等で啓発し、結成率、訓練率が100%に近づけるよう取り組んでいく | 拡大 | 自主防災組織結成率：100% 自主防災組織の訓練実施率：75% | C | |
| | 4 災害時要援護者への支援体制の検討 【地域福祉課】 【危機管理課】 | 最終的には、市域全体への拡大を目指す | 拡大 | 実施地区数 H29目標 12地区(全12地区) | A | |
| | 5 ★住宅用火災警報器の普及促進 【消防局予防課】 | 住宅用火災警報器の設置率を90%を目指す。 | 拡大 | 設置率82.9% | C | |
| 7 相談支援・情報提供の充実 【7事業】 | 1 わかりやすい情報提供 (地域包括支援センター) 【高齢者支援課(予防)】 | 地域包括支援センターの機能を充実させて増設し、在宅介護支援センターを集約する | 拡大 | 地域包括支援センターを15箇所開設準備 | A | |
| | 2 ●わかりやすい情報提供 (コミュニティソーシャルワーカー) 【地域福祉課】 | 最終的には、市域全体への拡大を目指す | 拡大 | コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材を増やす | B | |
| | 3 ●わかりやすい情報提供 (子育てコーディネーター) 【子育て支援課】 | おやこDE広場・地域子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をする | 拡大 | 新たに開設する地域子育て支援拠点に子育てコーディネーターを配置する。 H26 19ヶ所 ↓ H29 22ヶ所 | A | |
| | 4 ★SNSの活用 【広報広聴課】 | 松戸市公式twitterおよび公式FacebookなどのSNSを活用し、スピーディーかつわかりやすい情報の提供に努める | 維持 | 公式twitterおよび公式Facebookによる情報の提供を行う | A | |
| | 5 ★消費者情報の提供 【消費生活課】 | 自立した消費者の育成を目指す | 維持 | ・シルバー消費者教室 18回 ・夏休み親子教室 4回 ・くらしのセミナー 8回 ・消費生活展 1回 | B | |
| | 6 ★松戸市基幹相談センターの利用促進 【障害福祉課】 | 地域において、障害に関する総合的、専門的な相談支援の役割を担う。 | | 基幹相談支援センターを地域に定着させる(相談件数を増やす)。 | A | |
| | 7 ★小中学校相談活動の活用 【教育研究所】 | 児童・保護者・学校を繋ぎ、相談できる体制の構築を目指す | 維持 | アウトリーチ型の相談活動を実施する | B | |

行政における進捗状況調査結果について【基本目標 1】

| 基本目標1 安心して暮らせるまちづくり | | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|---|--|--|------|----|
| | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| 8 ・利用者本位のサービスの質の向上 【1事業】 | 1 苦情解決制度・第三者評価の周知 【健康福祉政策課】 | | 維持 | 現在の苦情解決体制を今後も維持していく | A | |
| | 9 【2事業】 生活を守る権利擁護の普及 | 1 成年後見制度 【高齢者支援課(予防)】 | 権利擁護が必要な要援護者に対して、適切な制度利用を引き続き支援していくと共に、関係機関との連携を図り、制度の普及啓発に取り組んでいく | 維持 擁護が必要な要援護者に対し適切な制度利用を引き続き支援する 制度の普及啓発のため、講演会や勉強会等啓発活動の充実を図る | B | |
| | 2 ★障害者の為の成年後見制度 【障害福祉課】 | 判断能力の不十分な精神障害者及び知的障害者の権利擁護のため、適切な制度利用を進めていく。また、制度の普及啓発に取り組んでいく。 | | 制度利用の促進、及び制度の普及・啓発のための研修会等の開催。 | A | |
| 10 【1事業】 生活困窮者への自立支援 | 1 ★生活困窮者自立支援事業 【生活支援一課】 | 生活困窮者一人ひとりの状況に合わせて、関係機関と連携しながら継続的に支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促進する。また、生活困窮者を早期に支援するため、活用しやすい地域に根ざした制度となるよう、制度の普及啓発等に取り組む。 | 維持 | ○H29年度新規相談受付件数(月平均):96件 ○H29年度プラン作成件数(月平均):48件 ○ネットワーク会議等を定期的に開催するとともに、各地域や団体への制度周知を行う。 ○すべての任意事業を実施開始する。 | A | |

行政における進捗状況調査結果について【基本目標2】

| 基本目標2 自立と参加の促進 | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------|--|----|---|------|----|
| | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| 1 制度ボランティア活動の推進 【9事業】 | 1 民生委員・児童委員 【地域福祉課】 | ・松戸市民生委員推薦会とともに欠員ゼロに向け、自治会町内会や地域福祉関係の代表者で構成される地区準備会に協力をお願いしていく ・広報紙等によるPR | 維持 | 欠員ゼロ 松戸市民生委員推薦会とともに、自治会町内会や地域福祉関係の代表者で構成される地区準備会に協力をお願いしていく ・広報紙等によるPR | A | |
| | 2 市政協力委員 【市民自治課】 | 当該研修会の内容を充実させながら、今後も継続して開催していく | 維持 | 平成27年度をもって、市政協力委員制度が終了 | | |
| | 3 健康推進員 【健康推進課】 | イベント、広報、ホームページ等により周知を図り、認知度を高め、健康推進員への理解を広め、活動の推進を図る | 維持 | ・地域の健康づくり活動の推進へのサポート ・研修会及び定例会開催 ・市民への周知(広報、ホームページ、各種イベント(テラン等)) ・健康推進員協議会活動のサポート ・健康推進員数240人 | A | |
| | 4 食生活改善推進員 【健康推進課】 | イベント、広報、ホームページ等による継続的な食生活改善推進員に関する情報発信に努める | 維持 | 推進員による講習会、レシピ等の啓発活動及び各種イベント、広報、ホームページ等による継続的な食生活改善推進員に関する情報発信に努める | B | |
| | 5 クリンクル推進員 【廃棄物対策課】 | 市民と市をつなぐパイプ役として、廃棄物の減量及び適正処理の指導や啓発活動を行っていただいております。ごみ問題の解決に向けた役割はこれからも非常に大切だと考える | 維持 | H29目標 12地区 51名 | A | |
| | 6 防犯指導員 【市民安全課】 | 研修を通じて防犯指導員の識見と意識の向上を目指しつつ、若い世代の取り込みを図る | 維持 | 防犯指導員 H29目標 1,200人 | B | |
| | 7 保護司 【地域福祉課】 | 研修を通じて、更生保護の知識を高め、情報交換するとともに、地域住人の理解を得られるようPR活動をしていく。また、欠員ゼロに向け、各支部で住民に協力をお願いしていく。 | 維持 | 欠員ゼロに向け「松戸地区保護司候補者検討協議会」を設置し、必要な情報の収集及び交換を行う。 | B | |
| | 8 青少年相談員 【子どもわかもの課】 | 各イベントをとおして、青少年相談員の事業についてアピールを行うとともに、地域団体と連携して意欲ある相談員の確保に努める | 維持 | 意欲ある人材を継続的に確保し、青少年を対象とした事業を持続して行っていく | B | |
| | 9 ★地域環境調査員 【環境政策課】 | 研修や調査結果を通じ調査員の識見と意識の向上を目指しつつ、地域の生きものを地域の人が自ら観察・調査する調査員のことで、地域の環境についての関心を高める。 | 維持 | 「環境度」の改善又は現状維持を目指す | 集計中 | |

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標2】

| 基本目標2 自立と参加の促進 | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------|--|---|--|--|------|----|
| 2 生涯学習の推進 【3事業】 | 1 | 各種講座 【生涯学習推進課】 | 情報提供システム(まつどまなびいネット)の活用法を提供する | 拡大 | 市民対象の各種講座の開催 ・成人講座(40講座・延べ8,500人) ・市民大学講座(9講座・延べ1,500人) | B | |
| | 2 | まつど生涯学習大学 【生涯学習推進課】 | 受講者自らの生活課題や社会的課題に即した学習をもとに、地域の主体的な行動者となるような学習内容を提案する | 維持 | ・まつど生涯学習大学(年18回) ・まつど生涯学習大学提案委員会(次年度の生涯学習大学の企画を提案する)(年8回) | B | |
| | 3 | 地域教育セミナー ※家庭教育学級 【生涯学習推進課】 | 地域課題を持ち寄ることで、家庭、地域の教育力の向上を図る | 維持 | ・各小学校に家庭教育学級を設置(44校) ・幼児家庭教育学級(年1回) ・中学校家庭教育学級(年1回) | A | |
| 3 就労の支援 【5事業】 | 関連事業 | | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| | 1 | 障害者の雇用拡大と定着 【障害福祉課】 | 教育・福祉やハローワークなどの関係機関や就労移行支援事業・就労継続支援事業者・企業等のネットワークの構築を図るとともに、専門スタッフの人材育成に努め、一人ひとりのニーズに応じた就労支援、更には定着支援を実施する体制の整備を図る | 拡大 | ・24年度から就労相談支援事業を委託している ・新規就労件数の他、就労定着率等の把握に努め、就労支援体制の有り様を検証していく | A | |
| | 2 | シルバー人材センター 【高齢者支援課】 | 高齢者の増加に伴い拡大 | 拡大 | 生きがいのために仕事をしたいと考えている高齢者に対し仕事を提供しているシルバー人材センターを引続き支援し、就労機会の拡大に努めます | B | |
| | 3 | ひとり親家庭への支援 【子育て支援課】 | 引き続き十分な相談により、就労による早期自立支援を図る。また、適正な資格の取得の支援を行い、就労に結びつける | 維持 | 児童扶養手当新規申請者からの相談を増やし、福祉から就労への支援を強化する。 | A | |
| | 4 | 若者の就業支援 【商工振興課】 | 国、県、高校、大学、企業との連携を図り、求職者に対し、就職相談をはじめ、就職セミナー及びイベント等の参加を促し、市内在住者の就職率向上を図る | 維持 | 若者就労支援業務参加者の就職内定率 20% (内定者60名/参加者300名) | A | |
| 5 | ★女性の就業促進 【男女共同参画課】 | 働きたい女性が個々の希望やライフスタイルに応じた就労が実現できるよう支援する | 維持 | 働きたい女性が個々の希望やライフスタイルに応じた就労が実現できるよう支援する | A | | |

資料編・用語集

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標2】

| 基本目標2 自立と参加の促進 | | | | | | |
|---|--|---|---|---|------|----|
| | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| 4 【3事業】 地域福祉推進のための担い手の育成 | 1 子育て・健康・医療・福祉関連のパートナー講座 【広報広聴課】 | パートナー講座のさらなる周知を図る | 維持 | 子育て・健康・医療・福祉関連のパートナー講座の H18～29年度 累計参加人数＝延べ28,500人 累計実施回数＝延べ1,000回 | A | |
| | 2 公民館事業の推進 【生涯学習推進課】 | 生涯学習・地域活動のコーディネート（ファシリテーターや、アドバイスの知識を習得できる講座を開設） | 拡大 | ・市民が自ら企画をした自主企画提案講座開催数27件 ・ひとづくり人材育成講座（ファシリテーター育成講座）2講座 | A | |
| | 3 シニア交流センターの充実 【高齢者支援課】 | さらなる周知をはかる | 拡大 | 年間利用者数 15,000人 | A | |
| 5 障害者の自立した地域生活の支援 【2事業】 | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| | 1 松戸市障害者計画の推進 | ・H24年度に次期障害者計画策定委員会を設置 ・H25年度～32年度までの計画を策定中 | 維持 | 平成25年度より「第2次松戸市障害者計画」を実施しているが、障害者計画推進協議会などによる外部有識者の意見を伺いながら、進捗管理・評価・検証をしていく | A | |
| 2 地域生活支援センターの設置 ※基幹相談支援センター | H25年度に地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターを構築する | 拡大 | ・平成25年10月に「松戸市基幹相談支援センター」を設置 ・地域相談支援体制を強化するため、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や人材育成といった中核的役割を担うよう、市として支援・連携を図っていく | A | | |
| 6 当事者団体への支援 【4事業】 | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| | 1 当事者団体の支援 （障害者関係団体） 【障害福祉課】 | 当事者団体からの意見交換の機会を増やして、現状に即した情報をえることで、行政の担うべき役割を常に把握し、広く市民から共感を得る支援を実現する必要がある | 維持 | 当事者の意見を吸い上げる仕組みを堅持し、障害者政策に反映していきます | A | |
| | 2 ●当事者団体の支援 （介護者等を対象とした集い） 【高齢者支援課】 | 当事者団体がピアカウンセリングの役割を果たし、より多くの介護者等が利用できるよう支援する。 | 維持 | 当事者団体や団体の活動についての認知度を高める | A | |
| | 3 ●当事者団体の支援 （子育ての自主グループ） 【子育て支援課】 | | 維持 | 子育て支援サークルについての相談の受付やサークル同士の交流についての支援を行っていく | A | |
| 4 ★当事者団体の支援 （男女共同参画推進グループ） 【男女共同参画課】 | 当該団体への活動支援およびこれらの団体間のネットワーク形成 | 維持 | 当該団体への活動支援およびこれらの団体間のネットワーク形成 | A | | |

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標3】

| 基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり | | | | | | | |
|----------------------|---|---|---------------------------------|---|--|---|----|
| 1 | NPOボランティア活動への支援【3事業】 | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| | | 1 | まつど市民活動サポートセンターの充実、情報の提供【市民自治課】 | 市民活動についての意識啓発や参加するようになるための情報発信が求められていることから、引き続き、取り組んで行く | 維持 | 松戸市内で活動しているNPO法人の数 (千葉県県の民活動推進に関する年次報告書による) 153団体 | A |
| 2 | ●協働事業・市民活動助成事業の推進【市民自治課】 | 市民活動を促進するため、団体の自立に向けた取り組みを支援する。 | | | ・協働事業件数 5件 ・市民活動助成事業 10件 | A | |
| 3 | 松戸市福祉団体登録【地域福祉課】 | 福祉活動事業の健全な発展と住民参加による福祉活動の高揚を図る | 新規 | 登録団体数 230団体 | A | | |
| 2 | 社会福祉協議会との連携強化【6事業】 | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| | | 1 | 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活動を支援【地域福祉課】 | 地域福祉活動の中心となる地区社会福祉協議会の活動を支援していく。 | 維持 | 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活動を支援 | A |
| 2 | 委託事業(法外援護事業)【地域福祉課】 | 低所得のため不測の事態により緊急に援助を必要とする者に対し、法外援護金を交付し、その世帯の自立更生を図る。 | 新規 | 交付金額 4,000,000円 | A | | |
| 3 | ★災害ボランティアセンター【危機管理課】 【高齢者支援課】 【地域福祉課】 | 市社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの設置、運営訓練と連携する。 | | | 市社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの設置、運営訓練との連携を深める。 | B | |
| 4 | ★委託事業(生活困窮者対策事業)【生活支援一課】 【生活支援二課】 | 「地域福祉の増進」を目的として掲げる社会福祉協議会と連携を深め、生活困窮者自立支援事業における包括的・早期的な支援体制の構築を図る。 | 維持 | | 社会福祉協議会と協力し、より良い支援体制を構築していく。 | A | |
| 5 | ★委託事業(松戸市委託車両事業)【障害福祉課】 | 上下肢に障害がある方が操作できるように改造した訓練用車両を、自動車教習所に設置し、身体障害者の社会参加を支援していく。 | | | 身体障害者の自動車運転免許取得支援の継続 | A | |
| 6 | ★委託事業(団体育成事業)【健康推進課】 | 地域の身近な高齢者問題(虚弱な高齢者や軽度の認知症のある高齢者の介護者負担軽減と引きこりや閉じこもりの防止等)の活動等を行なっている団体に対し支援をしていく。 | 維持 | | 団体の活動を支援 | 平成28年度末にて解散 | |

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標3】

| 基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり | | | | | | | |
|--------------------------------|-------------|--|--|---|---|------|----|
| | | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| 3 《地域での支え合いの活動の推進》 【5事業】 | 1 | 高齢者支援連絡会 【高齢者支援課(予防)】 | 高齢者支援連絡会を設置していない地域への働きかけを行い、残る地区での高齢者支援連絡会の必要性について検討していく | 維持 | ・高齢者支援連絡会を設置していない地域でのネットワークの構築をはかり、必要性を検討する ・現在の高支連のさらなる充実をはかる | A | |
| | 2 | まつど孤独死予防センター、孤独死ゼロ作戦の支援 【地域福祉課】 | ・引き続き孤独死の実態調査データの作成に努め、全市的に「孤独死ゼロ作戦」の取り組みを支援していく ・孤独死の実態調査の活用、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じる ・孤独死予備軍について検討する | 維持 | 引き続き、孤独死の実態把握に努め、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じる | B | |
| | 3 | ホームレス対策の検討 【生活支援一課】 【生活支援二課】 | ホームレスの数は、減少してきている | 維持 | 実態人数 H29目標 38人 継続して人数減少を目指し、H26.1月調査時42人の約1割減「38人」を目標とした | A | |
| | 4 | ●生活困窮者等に対する事業所との連携 【地域福祉課】 | 公共事業者等により実施されている配達や検針時の見守りの協力 | 維持 | 事業者と関係機関との連携を図る | B | |
| | 5 | ★町会・自治会等の活動支援 【市民自治課】 | 町会・自治会等による声かけ・見守り体制の構築の活動拠点に関する支援を行う | | 要綱に沿って適正な補助を行う | A | |
| 4 【3事業】 | | | 関連事業 | 計画の方向性 | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| | 1 | 児童虐待への取り組み | 協議会の啓発事業拡充により虐待防止の意識高揚を図るとともに、家庭児童相談のさらなる体制整備を図る | 拡大 | 児童虐待相談件数 400件 | A | |
| | 2 | 高齢者虐待への取り組み | 地域包括支援センターを軸として地域ぐるみで高齢者虐待の予防活動を推進する。また、関係機関及び団体における虐待への対応の充実を図る | 維持 | ・高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止について啓発活動を引き続き行い、市民の意識を高める ・専門職の支援力アップのための研修を行う | A | |
| 3 | 障害者虐待への取り組み | 「障害者虐待防止センター」において、虐待に関する通報・届出、支援などの相談対応の実施、また、地域自立支援協議会の下部組織である、権利擁護部会を中心として障害者虐待防止に関する普及啓発を図る | 維持 | ・市民の障害者虐待の防止に対する意識を高めるための講演会などを開催し、普及啓発に努める ・障害福祉サービスの事業所・障害者施設の職員を対象に、専門職としての虐待防止に対する研修会の実施 | A | | |

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標3】

| 基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------------------|--|---|--|-----------|---|----|-----------------------|
| 5 地域での交流・ふれあいの場づくり | 5 事業 | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 | |
| | | 1 | 集会所の整備 【市民自治課】 | 町会・自治会等の集会所の整備を支援します | 維持 | 要綱に沿って適正な補助を行う | A | |
| 2 | イベント・行事 【市民自治課】 | 集会所で開催される地域のイベント・行事を調査・把握し、これを参考にして、より地域コミュニティに資する集会所支援事業を目指していく | 維持 | 集会所で開催される地域のイベント・行事を調査・把握 | A | | | |
| 3 | 外国語での行政情報の提供 【文化観光国際課】 | 市内在住外国人に対して、情報提供を行う。 | 維持 | ・広報まつどの記事のうち、外国人にとって必要と思われる記事を各号2記事ずつ抜粋し、5ヶ国語に翻訳して、情報提供に努める ・年間提供記事数48件(1ヶ月4記事×12ヶ月) ・外国語版生活ガイドブックは、外国人の人口数の推移を見ながら、増加傾向にある国籍の言語版を作成するかどうか検討する | A | | | |
| 4 | ★老人クラブへの支援 【高齢者支援課】 | 老人クラブ活動に対して支援を行う | | 老人クラブ連合会・単位老人クラブの活動に対して、助成を行う | B | | | |
| 5 | ★保育所・保育園の地域交流 【幼児保育課】 | 各保育所・保育園の地域性に合わせ、地域交流の充実を目指す | 拡大 | 現状を見直し、拡大を図る ・交流回数(延べ1600回) ・内容の充実 ・対象者を広げる | A | | | |
| 6 子ども・子育て支援 | 5 事業 | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 | |
| | | 1 | 放課後児童クラブ 【子育て支援課】 | ・今後は、学校外施設の学校敷地内への移設 ・老朽化クラブの改修 | 維持 | 新制度に伴う計画策定中のため、具体的な目標は未定 | A | |
| | | 2 | おやこDE広場 【子育て支援課】 | ・地域の子育て拠点として充実を図る ・子育てコーディネーターを設置し、子育ての総合窓口とする | 維持 | 新制度に伴う計画策定中のため具体的な目標については未定 | A | |
| | | 3 | ●松戸市次世代育成支援行動計画の推進 ※松戸市子ども総合計画 【子ども政策課】 | 妊娠から18歳までの子どもの健やかな育ちと子育てを市民全体で支援する環境を整備、及び体制づくりを目指す。 | 拡大 | 松戸市子ども総合計画の推進 特定教育・保育施設及び、地域型保育事業の拡大 地域子ども・子育て支援事業の充実 その他、松戸市子ども総合計画で規定する事業の拡大 | A | |
| | | 4 | ●ゲットユアドリーム 【子どもわかもの課】 | 中学校での開催により事業の充実を図る | 拡大 | 延べ80人 | A | 平成29年8月照会にて関連事業名を修正。 |
| | | 5 | ●ふれあい体験事業 【子どもわかもの課】 | 新規開催校を増やす | 拡大 | 延べ600人 | A | 平成29年8月照会にて計画の方向性を修正。 |

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標4】

| 基本目標4 福祉文化の創造 | | | | | | |
|--------------------------|-----------------------------------|---|----|---|------|--------------------------|
| | 関連事業 | 計画の方向性 | | 計画目標(H29) | 達成状況 | 備考 |
| 1 心のバリアフリー 【6事業】 | 1 心のバリアフリー 【交通政策課】 | 啓発冊子の配布(ホームページでのDL方式及び希望者への窓口配布)による心のバリアフリーの推進を継続していく | 維持 | 啓発冊子の配布(ホームページでのDL方式及び希望者への窓口配布)による心のバリアフリーの推進を継続していく | A | |
| | 2 ●ノーマライゼーションの普及・推進 【障害福祉課】 | 地域社会の人たちとの交流を通して、障害に対する理解を深めてもらうための活動の推進 | 維持 | 障害のある人に対する差別・偏見がなくなり、障害のある人もない人も地域社会の一員として、ともに生きる社会の実現 | A | |
| | 3 ★人権施策の推進 【行政経営課】 | 多様な人権問題に関する市民意識の向上 | | 小・中学校への人権教室や人権講演会等を通じて、多様な人権問題に関する市民意識の向上を図る | A | |
| | 4 ★男女共同参画社会づくりの推進 | あらゆる分野で、女性も男性も個性と能力を発揮し、対等なパートナーとして社会に参画し、自立的な生活を営んでいけるまちづくりを目指す。 | 維持 | (男女共同参画プランにおける目標)地域の活力が維持・増進され、将来にわたって自分らしく安心して暮らせる「男女共同参画」のまちな実現 | A | |
| | 5 ★社会を明るくする運動 | 「犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ」をスローガンに犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、イベント活動等を行ない周知する | 新規 | 社会を明るくする運動強調イベント「講演会とコンサート」を開催。また、地区・団体のイベント等で周知活動を行なう | A | |
| | 6 ★人権教育の推進 | さまざまな人権問題に関する講演会や研修会を開催し、教育委員会内職員の人権教育を推進する。 | 維持 | 教育委員会内職員の人権意識の醸成 | B | |
| 2 世代間交流 【2事業】 | 1 世代間交流 【高齢者支援課】 | さらなる周知をはかる | 拡大 | ・実施公衆浴場数 H29目標 7施設 ・延利用者数 H29目標 20,000人 | A | |
| | 2 中高生と乳幼児のふれあい体験 【子どもわかもの課】 | 新規開催校を増やすとともに、既存校での自力開催を支援する | 拡大 | 延べ600人 | A | |
| 3 福祉教育の推進 【1事業】 | 1 福祉教育の推進 | 学校における福祉教育の体験活動の機会をつくる | 維持 | 学校での「心の豊かさ」を育む体験活動 実施回数1,980回 | A | |
| 4 ふるさとづくりの推進 【2事業】 | 1 伝統的文化活動の育成 | 出前講座の開催、広報ホームページの掲載等多様な学習機会の提供をするとともに、関係機関と連携し、文化芸術の拡充に努める | 維持 | 指定文化財の数を増やす 国 7件 県 5件 市 42件 | A | 平成29年8月照会にて計画目標(H29)を修正。 |
| | 2 ●新しい祭りや催しなどの育成 | 文化芸術振興基本方針に基づき、文化・芸術的な観光資源を活用した地域活性化に繋がる文化イベントの開催する | | 既存の観光資源を活かして、新たなイベントを開催します。 | A | |

3 地域福祉サロン ～困ったときはお互いさま～

【開催目的】

解決すべき生活上の課題を最もよく知っているのは住民自身であるため、第3次松戸市地域福祉計画策定にあたり、地域福祉について住民自身で考えていただくため、サロンを開催しました。

【開催日時】

第1回 平成29年6月8日(木) 14:00～16:15

テーマ「災害時の助け合い」

ゲスト 松戸市総務部危機管理課職員

第2回 平成29年7月3日(月) 9:45～12:00

テーマ「地域デビューのきっかけを探る」

ゲスト 松戸市赤十字奉仕団副委員長 稲積 修 氏

第3回 平成29年7月3日(月) 14:00～16:15

テーマ「見つけよう広げよう地域を支えるボランティア活動」

ゲスト 松戸市社会福祉協議会職員

【開催場所】

松戸市社会福祉協議会 第1・第2 ボランティア室



4 パブリックコメント*の実施状況

【意見募集実施の予告】

広報まつど 2017年(平成29年)10月1日号

【意見募集期間】

平成29年10月1日(日)～10月31日(火)

【計画(案)閲覧方法】

松戸市ホームページへの掲載

松戸市行政資料センターでの閲覧

市内各支所での閲覧

松戸市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会での閲覧

市立図書館(本館、分館：新松戸・小金・常盤平)での閲覧

【意見の提出方法】

郵送

ファクシミリ

Eメール

【意見への回答方法】

市ホームページにて回答

【意見・要望数】

件数：108件

人数：3人(郵送 0人、ファクシミリ 0人、Eメール 3人)

パブリックコメント：市の基本的な政策の策定過程において、その案を示し、広く市民等の意見を求め、その意見に対して市の考え方を示す一連の手続きのことで、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図ることを目的としています。

5 計画策定の経過

計画策定の概要

| | 概 要 |
|----------------------|---|
| 平成26年6月～7月 | <u>行政における進捗状況調査</u> |
| 平成26年9月10日 | <u>平成26年度第1回地域福祉計画推進委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・行政の取り組みの進捗状況について ・国からの通知について |
| 平成26年2月18日 | <u>平成26年度第2回地域福祉計画推進委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会(市・地区)の進捗状況の結果報告について ・地域団体の取り組みの進捗状況調査について |
| 平成27年3月～4月 | <u>地域団体の取り組みの把握</u> 町会・自治会、市民活動団体、民生委員児童委員協議会、高齢者支援連絡 他 |
| 平成27年7月 | <u>行政における進捗状況調査</u> |
| 平成27年7月29日 | <u>平成27年度第1回地域福祉計画推進委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・行政の取り組みの進捗状況について ・地域団体の取り組みの把握結果について ・地域の取り組み状況について |
| 平成27年12月～ 平成28年1月 | <u>地域福祉計画に関連する市民意識調査</u> |
| 平成27年2月3日 | <u>平成27年度第2回地域福祉計画推進委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査等の結果について ・次期計画の策定について |
| 平成28年5月9日 | <u>庁内連携会議の設置</u> |
| 平成28年6月 | <u>行政における進捗状況調査</u> |

| | 概 要 |
|------------|--|
| 平成28年8月3日 | <p><u>平成28年度第1回地域福祉計画推進委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・市民意識調査の経年変化について ・行政の取り組みの進捗状況について ・次期計画策定の骨子・スケジュールについて ・庁内連携会議の設置報告 ・社会福祉協議会(市・地区)の取り組み状況について |
| 平成29年3月29日 | <p><u>平成28年度第2回地域福祉計画推進委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第3次松戸市地域福祉計画(素案)について ・社会福祉法改正への対応について |
| 平成29年5月31日 | <p><u>平成29年度第1回地域福祉計画推進委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・(仮称)第3次松戸市地域福祉計画(素案)について |
| 平成29年6月8日 | <p><u>地域福祉サロン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の助け合い |
| 平成29年7月3日 | <p><u>地域福祉サロン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域デビューのきっかけを探る <p><u>地域福祉サロン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見つけよう広げよう地域を支えるボランティア活動 |
| 平成29年8月9日 | <p><u>平成29年度第2回地域福祉計画推進委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次松戸市地域福祉計画(案)について |

松戸市地域福祉計画推進委員会条例

平成26年12月25日

松戸市条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 松戸市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 松戸市地域福祉計画の推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 福祉・医療関係団体関係者
 - (4) 地域団体関係者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、委員会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者の中から市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(意見の聴取等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

| | |
|------------------|-----------|
| 松戸市地域福祉計画推進委員会委員 | 日額 8,500円 |
|------------------|-----------|

松戸市地域福祉計画推進委員会と松戸市地域福祉計画庁内連携会議



【松戸市地域福祉計画推進委員会】

地域福祉計画の最大の特徴は、計画そのものが「地域住民の参加で策定すること」にあるとされています。

計画は行政が一方的に策定をすることなく、実効性をもたせる意味合いから、「松戸市地域福祉計画推進委員会」を平成18年10月1日付けで設置しました。

「松戸市地域福祉計画推進委員会」は、一般公募市民の委員2名、地域団体関係者9名、福祉・医療関係団体関係者9名、学識経験者2名、その他市長が認めるものの3名の合計24名（平成29年4月1日現在）で構成されています。

また、平成28年5月9日付けにて、「松戸市地域福祉計画庁内連携会議」を設置し、松戸市の地域福祉推進を図るため、情報共有や調整等を行っています。



【松戸市地域福祉計画庁内連携会議】

松戸市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

| | 氏名 | 所属団体 | 備考 |
|----|---------------------|------------------------|----|
| 1 | わぎ かずひろ 和座 一弘 | 松戸市医師会 | |
| 2 | しんやしき ふさよ 新屋敷 房代 | 松戸健康福祉センター(保健所) | |
| 3 | おおはし じゅんいち 大橋 純一 | 流通経済大学 | |
| 4 | おおの ちへい 大野 地平 | 聖徳大学短期大学部 | |
| 5 | ふみいり かよこ 文入 加代子 | 松戸市社会福祉協議会 | |
| 6 | ひらかわ しげみつ 平川 茂光 | 松戸市民生委員児童委員協議会 | |
| 7 | おおつか せいいち 大塚 清一 | 松戸市町会・自治会連合会 | |
| 8 | あんびる まさみ 安蒜 正己 | 松戸市町会・自治会連合会 | |
| 9 | いまなり よしまさ 今成 貴聖 | 中核地域生活支援センターほっとねっと | |
| 10 | さ ぎょう ともき 左合 智樹 | 地域包括支援センター | |
| 11 | かじわら えいじ 梶原 栄治 | 松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会 | |
| 12 | かどぐち さなえ 角口 早苗 | 松戸市障害者団体連絡協議会 | |
| 13 | かどや しょういち 角谷 昭一 | 松戸市ボランティア連絡協議会 | |
| 14 | しらとり ひさじ 白鳥 ひさじ | 松戸市はつらつクラブ連合会(老人クラブ) | |
| 15 | なか あやこ 奈賀 綾子 | 松戸市PTA連絡協議会 | |
| 16 | みやざき みちお 宮崎 三千夫 | 松戸公共職業安定所 | |
| 17 | ちく たかし 知久 隆 | 松戸市保育園協議会 | |
| 18 | いしだ なおみ 石田 尚美 | 松戸市おやこDE広場ネットワーク会議 | |
| 19 | やまぐち しずこ 山口 志津子 | 松戸市私立幼稚園連合会 | |
| 20 | なかざわ たくみ 中沢 卓実 | その他市長が認める者 | |
| 21 | かまた けいさく 鎌田 啓作 | 特定非営利活動法人生活支援センターあらかると | |
| 22 | もうり たずこ 毛利 多壽子 | その他市長が認める者 | |
| 23 | さいとう ゆきお 斉藤 幸男 | 市民公募委員 | |
| 24 | よしだ やすゆき 吉田 安幸 | 市民公募委員 | |

松戸市地域福祉計画庁内連携会議 設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の地域福祉の推進を目的に設置する松戸市地域福祉計画庁内連携会議(以下「連携会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、松戸市地域福祉計画推進委員会(平成26年12月25日松戸市条例第29号)が所掌する事項に関する調整等に関することとする。

- (1) 松戸市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 松戸市地域福祉計画の推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関する事項

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる座長、副座長及び関係課の構成員をもって構成する。

- 2 座長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副座長は、地域福祉課長をもって充てる。
- 4 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 新たに構成員を選任する場合は、座長、副座長及び構成員の推薦によることとする。

(運営)

第4条 連携会議は、座長が状況に応じ、別表に掲げる関係課の全部あるいは一部を指名し召集することができる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

附則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

別表（第3条関係）

| | | |
|-----|---|---|
| 座長 | 健康福祉部長 | |
| 副座長 | 地域福祉課長 | |
| 関係課 | 行政経営課 危機管理課 男女共同参画課 政策推進課 広報広聴課 市民自治課 市民安全課 常盤平支所 小金支所 小金原支所 六実支所 馬橋支所 新松戸支所 矢切支所 東部支所 商工振興課 文化観光国際課 消費生活課 環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 健康福祉政策課 地域医療課 健康推進課 高齢者支援課 介護保険課 介護制度改革課 国民健康保険課 生活支援一課 生活支援二課 障害福祉課 健康福祉会館 子ども政策課 子育て支援課 子どもわかもの課 子ども家庭相談課 幼児保育課 | 都市計画課 交通政策課 住宅政策課 みどりと花の課 建設総務課 道路維持課 河川清流課 教育企画課 社会教育課 スポーツ課 生涯学習推進課 学務課 指導課 保健体育課 教育研究所 消防企画課 経営企画課 |

■用語集

(本文中に*印がついている用語は、下記用語集に説明があります。)

| | 掲載頁 | 用語 | 解説 |
|--------|--|---------------------------|--|
| あ 行 | 43 | アクセシビリティ | 年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。 |
| | 60, 61, 113, 114, 115, 116, 120, 134 | おやこ DE 広場・子育て支援センター | 地域子育て支援拠点事業。概ね 0～3 歳児とその保護者を対象に、親子の交流促進等を目的として無料開放している施設です。 |
| | 2, 10, 28 32, 35, 67, 76, 89, 96, 97, 102, 111, 121, 128, 131, 136 | NPO | 継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。 |
| か 行 | 44 | カーシェアリング | 1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態で、相乗りとは異なり、複数の会員が時間を変えて 1 台の自動車を利用するものです。 |
| | 60, 91 | 基幹相談支援センターCOCO | 平成 24 年 4 月施行の障害者自立支援法の改正により位置づけられた相談機関です。地域における相談支援の拠点として、障害のある人やその家族から総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の 3 障害対応）のほか、地域における相談支援体制の充実の取組み、権利擁護、虐待防止などの業務を行います。 |
| | 97 | 協働事業 | 市民活動団体又は事業者が市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業です。 |
| | 114 | ゲットユアドリーム | 中高生が地域のさまざまな大人たちと触れ合うことにより、生き方や働き方の多様性に気づき、自らの可能性を信じ成長することを支援します。 |
| | 25, 145 | 合計特殊出生率 | 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当するものです。 |
| | 15, 63, 64, 72, 107, 108 | 高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター） | 平成 17 年の介護保険法の改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設です。 |

| | 掲載頁 | 用語 | 解説 |
|--------|---|--------------------------------|---|
| か 行 | 18, 29, 48, 110, 118, 119 | 心のバリアフリー | 高齢者や障害のある人が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識などを改め取り除くことです。 |
| | 24, 30, 31, 32, 63, 102, 103, 104 | 孤独死 | 「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる。」 (松戸市常盤平団地地区社会福祉協議会) 「一人暮らしをしていて、誰にも看取られずに自宅で亡くなった。」(東京新聞) |
| | 114 | 子どもフォーラム | 「子どもモニター」等の小中学生が松戸市について話し合い市の施策に意見を発表するワークショップを開催し、子どもの社会参加・参画を進めています。 |
| | 60 | コミュニティー ソーシャルワーカー | 個人の自立生活支援を丁寧に取り組む一方で、生活基盤の整備に向けた地域資源の開拓や創設、社会関係の調整と改善に向けた啓発・教育活動、福祉計画づくり、福祉サービス利用者や広範な市民の組織化、地域における総合的なサポートシステムの構築などを主な柱とした、個別支援と地域支援をつなぐ専門職です。 |
| さ 行 | 97, 98, 99 | 災害ボランティア センター | 災害発生時に、被害者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行います。 |
| | 61, 63 | 社会福祉法人 | 社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。 |
| | 61, 63 | 社会福祉士 | 社会福祉に関する専門的な知識と技術を持ち、身体上、精神上の障害、または環境上の理由によって日常生活を営むのに支障がある人を対象に、各種相談に応じ、助言や指導、援助を行う専門職です。 |
| | 35, 41, 42 | 自主防災組織 | 大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織です。 |
| | 81, 88 | 市民大学講座 | この講座は現代社会のさまざまな課題を、地元大学とも連携をとりながら取り上げています。 |
| | 82 | 生涯学習情報システム (まつどまなびい ねっと) | 松戸市内のさまざまな生涯学習に関する団体の情報を登録しているインターネット上の情報サイトです。 |

| | 掲載頁 | 用語 | 解説 |
|--------|---------------------------|-------------|--|
| さ 行 | 27, 107, 108 | 障害者虐待防止センター | 障害者虐待防止法に基づき、虐待対応の窓口として市町村に設置されています。障害者虐待の通報や届出の受理、養護者及び障害者に対する相談、指導、助言、障害者虐待の防止、養護者支援に関する広報その他の啓発活動を主な業務とします。 |
| | 91, 111 | 障害者週間 | 平成 16 年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わり設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間です。 |
| | 25, 41 | 身体障害者手帳 | 視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸又は小腸・肝臓・免疫機能に障害がある人に都道府の程度により 1 級から 6 級に分かれるものです。 |
| | 25, 41 | 精神障害者保健福祉手帳 | 精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に、都道府県知事から交付され、その程度により 1 級から 3 級に分かれています。 |
| | 81, 88 | 成人講座 | この講座は「学習のきっかけづくり」「新しい仲間作り」を目指して、さまざまな講座を実施しています。 |
| | 29, 30, 35, 76 77, 131 | 制度ボランティア | 行政機関からの委嘱を受け、行政の円滑な運営と市民生活の確立や社会福祉の増進を目的として市内各地に配置されている民間奉仕者。民生委員・児童委員をはじめ、健康推進員、食生活改善推進員、地域防災リーダー、防犯指導員、保護司、青少年相談員など多岐にわたる分野の委員が活躍しています。 |
| た 行 | 73 | 第三者評価システム | サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度です。 |
| | 59 | ダブルケア | 晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う状況のこと |
| | 88 | 団塊の世代 | 昭和 22～24（1947～1949）年頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代と比較して人数が多いところから、このような表現をします。 |

| | 掲載頁 | 用語 | 解説 |
|--------|---------------|--------------------|--|
| た 行 | 44 | 地域猫活動 | 地域住民が主体となり、飼い主のいない猫を適切に管理し、猫の数と被害を減らすことで、住みよい地域を作ることが目的です。活動内容は、不妊去勢手術を行い、えさを与え（時間を決めて行い、すぐに片付ける）、排泄物の管理と周辺の清掃を行います。 |
| | 66, 67, 134 | 知的障害 | 知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることです。知的機能障害について標準化された知能検査による測定結果において、知能指数がおおむね70までとされています。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられます。 |
| | 61 | 中核地域生活支援センター | 千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障害のある人、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの問題などの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたります。 |
| | 30 | T's ルーム | 平成21年度より常盤平地区民生委員児童委員協議会が、子供の居場所づくりとして開催しています。 子どもの孤立化やコミュニケーション不足を少しでも緩和するために、子育て家庭や、学校、町会・自治会等の関係団体と連携を図りながら、よりよい「居場所」の提供を目指しています。 |
| | 107 | ドメスティック・バイオレンス(DV) | 夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができ、最近では「配偶者やパートナーからの暴力」という捉え方が一般的になっています。 |
| | 41 | トリアージ | 災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けられるよう、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいいます。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉です。 |
| な 行 | 8, 61, 63, 65 | 日常生活圏域 | 高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。 |

| | 掲載頁 | 用語 | 解説 |
|--------|---------------------|----------------|---|
| な 行 | 26, 27 | ネグレクト | 乳幼児に対する適切な養育を親が放棄すること。例えば子どもに食事を与えない、泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせない、いつも強く叱って子どもの情緒を不安にさせる行為のこと。 |
| | 119 | ノーマライゼーション | 障害のある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。 |
| は 行 | 172 | パブリックコメント | 市の基本的な政策の策定過程において、その案を示し、広く市民等の意見を求め、その意見に対して市の考え方を示す一連の手続きのことで、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図ることを目的としています。 |
| | 48, 49, 50, 90, 118 | バリアフリー | 高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。 |
| | 84, 85, 86 | ハローワーク | 厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的にを行います。 |
| | 92, 93 | ピアカウンセリング | 同じような問題、悩みを抱えている者に対しては、同じ立場にある者、同じような経験をした者が相に当たることが効果的であるとの視点に立ったカウンセリングです。 |
| | 129 | PDCA サイクル | P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）の頭文字をとったもの。計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクル（循環）を意識して策定することが良いとされています。 |
| | 34, 35, 42 | 避難行動要支援者避難支援体制 | 災害が発生した時又はそのおそれがある時に、高齢者や障害のある人など何らかの支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿を、本人の申請に基づき作成し、平時よりその名簿を地域の避難支援等関係者に貸し出すことにより、災害時の避難や安否確認などが地域の中で速やかに行われるための体制を整備する仕組みづくりです。 |
| | 70 | フードバンク | 品質に問題がないのに廃棄せざるをえない食品を寄付してもらい、必要としている人に無償で届けるボランティア活動です。 |

| | 掲載頁 | 用語 | 解説 |
|--------|---------------|------------------------|---|
| は 行 | 48, 49 | 福祉有償運送 | NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行うなど、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービスです。 |
| | 113, 114, 134 | 放課後 KIDS ルーム | 学校施設を活用して、小学生が放課後などに安全に安心して活動できる空間。実施小学校の図書室を開放し、自由に学習や読書ができる場所を提供しています。教職員免許などを持つ2名の支援スタッフが常時配置され、読書支援や学習支援を行います。※放課後児童クラブとは異なり、監護を必要とする児童の指導にあたる専門の職員はいません。 |
| | 113, 114, 134 | 放課後児童クラブ | 児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。 |
| | 85 | 法定雇用率 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業者に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけられている。精神障害者については、現在、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。(平成30年度より、精神障害者も法定雇用率の算定対象。) |
| | 2, 96 | ボランティア | 社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償で活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」が挙げられます。ボランティア活動を行い、その対価として金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もある。 |
| ま 行 | 4, 53, 54, 55 | 松戸市健康増進計画 (健康松戸21Ⅲ) | 松戸市における健康増進計画であり、市民が10年後も健康を維持・増進していくための計画です。 |
| | 45, 47 | 松戸市交通安全計画 | 交通安全対策基本法第26条の定めるところにより、千葉県交通安全計画に基づき策定しています。市内における交通社会を構成する様々な関係を考慮しつつ、適切かつ効果的な方針について総合的に検討し策定したものです。 |

| | 掲載頁 | 用語 | 解説 |
|--------|----------------|--------------------------|--|
| ま 行 | 49, 50, 118 | 松戸市交通バリアフリー基本構想 | 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき一定規模の駅を対象とし、段階的かつ継続的にバリアフリー化を推進するための方針を定めるものです。「松戸地区」、「新松戸・幸谷地区」の公共交通機関と鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー化を推進し概ね完了したことから、「新八柱・八柱地区」を新たに重点整備地区に加え、平成 28 年度に「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想を策定しています。 |
| | 4, 8, 14, 66 | 松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画 | 高齢者保健福祉計画は、市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。介護保険事業計画は、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画です。介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置づけられる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改訂を行い、「いきいき安心プランまつど」の名称で策定しています。 |
| | 4 | 松戸市子ども総合計画 | 子ども・子育て支援法に基づいた事業計画、並びに松戸市次世代育成支援行動計画を継承した子ども・子育て支援の総合計画となり、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間と定めています。 |
| | 4, 90, 91, 118 | 松戸市障害者計画 | 障害者基本法に基づく法定計画であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。 |
| | 7 | 松戸市障害福祉計画 | 障害者自立支援法(第 88 条の規定)及び国の定める「基本指針」に即して、障害者自立支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。 |
| | 4, 7 | 松戸市食育推進計画 | 市民が「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことを目的とする、市の施策などを示した計画です。「みんなで考え、できることからはじめよう」をキャッチコピーとしています。 |
| | 81, 88 | まつど生涯学習大学 | あらためて「松戸」に関することや「暮らしに身近な問題」を学習することで、60 歳以上の皆さんの自己の充実と地域での活躍を応援するものです。 |

| | 掲載頁 | 用語 | 解説 |
|--------|---------------|-------------------------|---|
| ま 行 | 4, 14, 30, 87 | 松戸市総合計画 | 「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。「基本構想」は、市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、期間は、平成10年度から平成32年度までの23年間です。「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するもので、後期基本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。「実施計画」は、基本計画に揚げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画です。 |
| | 4, 7 | 松戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画 | 国民健康保険の保険者である市が、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制にも資することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視し、被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導(特定保健指導)を実施する体制について定める計画です。 |
| | 4, 7 | 松戸市国民健康保険保健事業計画データヘルス計画 | 「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、松戸市国民健康保険加入者の健診データ及び医療データの分析を基に作成した計画です。 |
| や 行 | 43 | ユニバーサルデザイン | あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすることです。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想です。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用するものです。 |
| ら 行 | 25, 41 | 療育手帳 | 全ての知的障害者を対象として都道府県知事から交付される手帳で、その程度によりA(重度の場合)からB(その他の場合)までの区分に分かれています。 |